

(可認省信遞日六月五年五十二治明)

REVUE  
DE LA  
PÉNITENTIAIRE DU JAPON

每月壹圓發行

大日本監獄雜誌

第五拾八號

明治廿六年三月發兌

右廣告候事

第十一條 役員ハ總テ名譽職トス  
第十二條 總會ハ毎年一回之ヲ開ク  
第十三條 維持會員ハ毎月會費金五拾錢ヲ納ムヘシ  
第十四條 撰舉ハ總テ維持會員之ヲ行フ

調査局長 石原重哉(新任)  
調査委員 佐野英一(重任)  
庶務補佐員 小島美三(重任)  
庶務補佐員 飯島敬(重任)  
速記主任 寺井宗平(重任)  
出版主任 井宗平(重任)

大日本監獄協會

●偏ク會員ニ謹告ス

本會規則第四條ニ依リ去ル十一月十一日東京市公園内嶺松亭ニ於テ開キタル本會常集會狀況ノ大略ハ載セテ大日本監獄雜誌第五十五號雜欄内ニアリ右ノ如ク常集會開設スルモ所在地遠隔其他ノ事情ニ因リ出席セラレ難キ諸君ノ爲メニ寄送問題ノ便法ヲ設ケタリ右ノ如キ會員諸君中同會ノ議ニ付セントスル献議問題等ヲ抱持セラル向キハ明細ナル説明書ヲ副ヘ寄送セラレタシ本會ハ到達ノ順序ヲ逐フテ常集會ノ衆議ニ付シ其議決ハ大日本監獄雜誌ニ詳細之ヲ掲載スヘシ但常集會次會ハ來ル二月第二日曜日ヲ以テ嶺松亭ニ於テ之ヲ開ク

右廣告候事  
明治廿六年一月  
大日本監獄協會

(明治廿五年五月六日逓信省認可)

大日本監獄雜誌		定價表	
刊	行	一册	金七錢
十	行以下	半年分(六册)	金四十二錢
十一	行以上	一ヶ年分(十二册)	金八十四錢
廿	行以上	五錢五厘	但交換廣
卅	行以上	五錢	告ハ一切
		四錢五厘	謝絶ス

宮地良治君譯述倍氏監獄衛生論出版に付き目今豫約者募集中なり然るに小生を以て其出版人と見做し往々照會せらるゝ向あり小生は唯該書の紹介をなしたるに止り毫も其出版に關せず此段廣告致候事 佐野 尙

發行兼編輯者 佐野 尙  
印刷者 寺井宗平  
印刷所 東京並木活版所

明治廿六年二月二十八日發刊

發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地  
大日本監獄協會事務所  
東京市淺草區黑船町廿八番地  
賣捌所 東京並木活版所書店  
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地  
臨池書院  
其外各書店

大日本監獄雜誌第五十七號目次

○官報

○二 件……………一

○論說

○條件付判決……………法學士長島登太郎…二

○北米合衆國監獄制度の發達に就て(承前)……………法學士石田氏幹…四

○問答

○獄事雜問……………六

○諷刺

○六 件……………七

○雜錄

○監獄協會第二回常集會議事速記○獨逸聯邦監獄經營議談(承前)……………七

○通信

○字國に於ける放免囚保護協會の實況○字國司法大參事官博士スタルケ氏の書翰○寄附金に就き櫻井兵庫縣典獄の書翰並に監獄協會の返書……………七

○翻譯

○歐米監獄沿革史(承前)……………在文科大學神谷四郎譯…二六

○寄書

○刑期過算法の不確衡○井蛙生の疑問に答ふ○實務上の疑義に答ふ……………二六

○小説

○獄事小説室の梅……………三三

○小

○換幣乳兒……………三三

○獄事彙報

○十 件……………三五

○廣告

……………三五

大日本監獄雜誌第五十八號目次

○官報

○四 件……………一

○論說

○條件附判決(承前)……………法學士長島登太郎…三

○北米合衆國監獄制度の發達に就て(承前)……………法學士石田氏幹…六

○問答

○新法令問答……………八

○雜錄

○監獄協會第二回常集會議事速記○獨逸聯邦監獄經營議談(承前)……………二二

○諷刺

○監獄協會特別會員石井邦威君の卒去を悲む……………二二

○通信

○四 件……………二二

○翻譯

○字國感化院の實況○シカゴ世界博覽會より監獄協會への案内狀○伊太利分房獄○愛媛縣監獄習非常警備演習○在維納其太爾君の書翰○精勤證書授與○獄務會○看守教習卒業○窄衣實施○米夢の禁方……………二二

○寄書

○監獄官中人物多きを賀し併て諸君に教を請ふ……………横須賀木村義利○勸失犯罪の爲め假出獄停止に就きて……………在大坂洋々散士…三一

○統計

○明治廿六年一月末各府縣監獄吏員及在監人現在表……………三二

○小説

○親心鏡……………三三

○獄事彙報

○十 件……………三六

○廣告

……………三六

大日本監獄雜誌第五十八號

明治廿六年三月

官報

●省令  
內務省令第二號

警視廳 神奈川縣 東京府  
本年三月法律第十二號ヲ以テ神奈川縣下武藏國西多摩郡北多摩郡南多摩郡東京府ノ境域ニ移シタルニ付テハ地方稅備荒儲蓄ノ分割及府縣會議員ニ關スル手續左ノ通之ヲ定ム

第一條 神奈川縣ニ於テ二十五年地方稅收支決算ニ至リ殘餘金アルトキハ其年度收入ノ割合ニ依リ分割シ東京府ヘ引繼ヘシ若シ不足アルトキハ其年度實收入ノ割合各其府縣ニ於テ分擔スヘシ

第二條 地方稅及備荒儲蓄經濟中土地建物等ハ總テ其物件所在ノ府縣ニ屬スルモノトス  
第三條 神奈川縣ニ於テ備荒儲蓄金穀ハ明治二十三年二月法律第五號備荒儲蓄法改正前迄ニ徵收シタル金額ノ割合ニ依リ之ヲ分割シ東京府ヘ引繼クヘシ但地租賃與金ニ屬スルモノハ將來其所屬ノ府縣ニ收入スルモノトシ其額ハ現金分割ノ内ニ算入シテ差引ヲ爲スヘシ

第四條 神奈川縣東京府府縣會議員及正副議長常置委員ハ改選ヲ要セス但神奈川縣西多摩郡北多摩郡縣會議員

官報

ハ本年三月法律第十二號施行ノ日ヨリ當然其職ヲ解キ東京府ニ於テハ右三郡ニ於テ其府既定ノ選出法ニ依リ每郡ノ人員ヲ定メ更ニ府會議員ヲ選舉セシムヘシ

第五條 囚人ハ犯罪地逮捕地等土地ニ依リ其裁判管轄ヲ定ムルモノハ其土地所屬ノ地其他ノ囚人並ニ懲治人ハ其裁判ヲ言渡シタル地ニ依リ之ヲ分割スヘシ

明治二十六年三月四日 內務大臣 伯爵 井上馨 叙任及辭令

內務省警保局長正五位勳六等 高崎 親章 任茨城縣知事叙高等官二等

兵庫縣書記官陸軍歩兵中尉從五位勳五等 小野 田元 熙 任內務省警保局長叙高等官二等

神奈川縣屬 福田 純一 任和歌山縣典獄叙高等官八等

非職福島縣典獄 林 恣 免本官、位記返上致スヘシ

依願免本官 非職兵庫縣典獄 下 見 重 慎 ●獄務會 愛媛縣監獄署ニ於テハ去ル二月一日ヨリ各支署長ヲ召集シ司獄官協議會ヲ開キ獄務上緊要ノ事項ヲ議了シ同五日閉會セリ

●看守教習所卒業 大分縣看守教習所ニ於テハ去ル二月六日第六回受業生五人(内一人優等)ニ卒業證書ヲ授與セリ

官報

依願、教誨師を免せらる  
 栃木縣教誨師 齊藤 吉 英君  
 北海道廳監獄書記 古野 嵩 央君  
 監獄署庶務課長を命せらる、作業課長看守教習所長教官  
 故の如し  
 非職青森縣監獄書記兼看守長 藤田 德 彌君  
 北海道廳監獄書記兼看守長に任せられ七級俸給與監獄署  
 警守課長を命せらる

北海道廳看守長 下平 冽君  
 看守教習所龜田支所幹事を免せらる  
 北海道廳監獄書記 菅野 博 志君  
 看守教習所龜田支所幹事を命せらる  
 北海道廳看守長 並川 健 平君  
 看守教習所幹事を命せらる  
 福島縣屬 黒木 祇 房君  
 監獄書記に兼任經理課長心得を命せらる  
 福島縣屬 渡邊 德四郎君  
 監獄書記に兼任作業課長心得出納官吏を命せらる  
 福島縣信夫郡書記 吉川 恭 治君  
 看守長兼監獄書記に任せられ半田外役場兼務を命せらる  
 非職高知縣看守長兼監獄書記 林部 熊三郎君  
 福島縣看守長兼監獄書記に任せられ警守課長心得を命せ  
 らる  
 福島縣監獄書記兼看守長 原田 美之吉君

全 看守長兼監獄書記 守谷 盛一君  
 全 看守長兼監獄書記 草野 一二君  
 全 監獄書記 岡崎 金 松君  
 本官兼官を免せらる  
 京都府監獄書記 岸田 氏 美君  
 監獄署庶務課長を命せらる  
 京都府監獄書記 八木房次郎君  
 監獄署作業課長を命せらる  
 京都府監獄書記 畑 康太郎君  
 監獄署經理課長を命せらる  
 京都府看守長 青山 咸 懷君  
 監獄署警守課長を命せらる  
 京都府監獄書記兼看守長 木村 宇佐藏君  
 非職を命せらる  
 高知縣監獄書記 山本 重 喜君  
 庶務課長兼經理課長を命せらる  
 高知縣監獄書記兼看守長 江澤 精 造君  
 警守課長兼作業課長を命せらる  
 兵庫縣看守長 大橋 彦 太君  
 姫路監獄支署勤務を命せらる  
 兵庫縣看守 面 高 俊 親君  
 看守部長を命せらる  
 兵庫縣看守 福井 敬四郎君  
 全 全 横田 榮 造君  
 全 全 則武 反 信君

論說

長野縣監獄書記 坪井 直 彦君  
 兵庫縣監獄書記に任せられ六給俸給與、庶務課長を命せ  
 らる

兵庫縣看守長兼監獄書記 花房 教君  
 洲本監獄支署長を命せらる  
 兵庫縣監獄書記 小林 市 次君  
 經理課長を命せらる  
 兵庫縣監獄書記 横田 作 三君  
 姫路監獄支署勤務を命せらる  
 兵庫縣看守長 監獄書記 丹羽 哲 郎君  
 作業課長心得を命せらる  
 兵庫縣看守部長 木田 信 夫君  
 看守部長を免せらる  
 兵庫縣看守部長 吉松 利 實君  
 看守部長を免せらる

論說

○附條件判決(承前)

法學士 長島 鸞太郎述  
 抑も附條件判決とは判決に據て宣告せる所の刑短期自由  
 刑に係り且裁判官にして適當を思料したるときに於て併  
 せて宣告するに被判決者にして一定の期間内(通常數年  
 を限るものとす)再び違法の行爲なきときは其執行を免

除する旨を以てするの方法にして要するに此間一の試験  
 を爲すに外ならず故に英語之をプロベーションシステム  
 A(試験主義の義なり)と謂ふ是を以て被判決者にして果  
 して此期間内同一の犯行なきときは前犯の刑は之に因て  
 消滅し然らざるるときは後犯の刑を併せて之か執行を爲す  
 可きものとす此方法たる管に國家若しくは納稅者に對し  
 て其負擔を軽減するの利あるのみならず又之を現行刑法  
 に添加するに敢て其困難を見す其他始めて輕微の失行あ  
 りしものを以て已に積惡の中に沈淪せるものと同一視す  
 るとなく之か未來の運命を其欲する所に任す等且其利益  
 實に一にして足らざるなり  
 始めて此方法を實施したるものは北米合衆國マッサチューセ  
 ッ州にして實に千八百七十年なり然れども其適用する所  
 單に未丁年者に止まり成年者に對しては依然舊法を以て  
 之に擬せしと雖も其結果頗る良好なりしを以てポスト  
 ン市を限り其限界を去て一般に之を施行せり然るに此擴  
 張も亦好成績を示し千八百七十九年乃至千八百八十三年  
 間此方法を以て判決せられたるもの二千八百三人にして  
 其再犯したるものは實に二百二十三人に過ぎざりしなり  
 是に於てか遂に千八百九十年を以てマッサチューセツ全  
 州に之を擴張するに至れり  
 其他千八百八十七年以來英國に千八百八十八年以來白耳  
 義に行に佛獨澳諸邦に於ても亦漸次之を實施するの傾  
 あり其法案の法律となるは蓋し近きに在る可し又千八百

八十九年を以てペンツェルに公開せる萬國刑事會も亦此方法に賛成を表したり

附條件判決法從來の成蹟已に彼の如く將來の氣運亦此の如し輿論の赴く所固より異説なきに似たりと雖も人心の均しからざる事實大に否らざるものあり然れども其論淺膚其據脆弱固より以て取るに足るものなし今左に二三を掲げて之を示さん

論者曰く附條件判決法は初犯の公認なり未だ曾て監獄に在らざりしものに許すに犯罪を行ふを以するに外ならずと夫れ果して然るか然らば則ち宜しく之を棄却せざる可からざる附條件判決法の眞意豈是に在て存するものなるや論者何ぞ眼を裁判官にして適當を思料したるとき云々の一句に注かざる抑も附條件判決は一般且絶對的に之を適用して其間何等の限界を設けざるものに非らず其之を適用し得るは必ずすや判事の適當を思料したるの時ならず可からざる即ち所犯の情狀如何敗徳に出るか將た失舉に基くか身分及び舉動如何執行を利とするか將た延期を利とするか委曲判事をして此等の情況を檢按調査せしめ判事にして果して其適當を思料したるときに於て始めて該法を適用す可きものとす附條件判決法焉を不法行為の泉源たるものならんや

論者又曰く附條件判決は之を下を可き下し之を下す可からざるに下されば則ち可なり知らず裁判官は之か適當の判定を必ずするや否やと嗚呼裁判官も亦人なり胸裡焉

んと夫の照魔鏡なるものを貯へんや拆徹過誤に陥るは固より其分なり駭立當を失するは或は免れざる所何ぞ曾に附條件判決を下すのときに於て獨り然るのみならずや要其全局に於て目的を達し得るを否とざるに在るのみ然り而して其已往將來に於けるの情況は上文已に縷述せる所の如し今復茲に之を喋るの要なし

又判事にして過失錯誤あるも其實や尙ほ忍ぶ可きものあり請ふ聊か之を説かん例へば爰に執行を停止す可きものに對して誤て其刑を執行し爲めに短期自由刑に伴ふ可き害毒を受けしめたりとするも原則として常に此害毒を受けしむるに比すれば孰れか優り孰れか劣る又執行を停止するの價值なき者に猶豫を與へたりとするも其害や之を猶豫す可き價值あるものを法律上猶豫を與へざるの實に比すれば其輕重如何をや二者共に智者を俟て然る後知る可きものと非らず是に由て之を觀れば裁判官の過失錯誤固より恐るゝに足らざるなり

論者又曰く附條件判決は素と確定據る可きの標準なし之を下すと下さるゝとは一に裁判官各自の思料如何に在り隨て其執行上必らず莫大の不同あるを免れずと論者の説是なり然れども此不同の弊害たる何を獨り附條件判決のみに限らんや其他の刑罰も亦率ね皆此の如きのみ見よ罰金の額自由刑の期其判決例必ずしも相均しからざるに非らず蓋し刑を定むるは罪を定むるに比して人力の加はるは事理の自然一定據る可きの原則なきは實に免る可

からざるの事に属す夫の判事の感情相同しからざる土地の慣習趣きを異そる等皆之か因を爲さずんばあらず刑罰不同の因實に是に在て存す故に之を以て直ちに刑罰其者を非難するは抑も事の宜しき得たるものに非らず附條件判決に在ても亦猶ほ此の如きのみ然れども此不同たる論者の言ふか如く莫大無限のものに非らずして必ずや一定の範圍内を昇降するに過ぎざる可し蓋し他の刑罰に在て此等の不同を減少するか爲めに用ふ可き一切の方法は附條件判決に在ても亦均しく之を適用するを妨げざるのみならず年々統計表を作て之を裁判所に配布するか如きも亦此弊害矯正に對する一好手段たり其他附條件判決は之を判決文中に記載するの制を設けなは判決其者に對する上訴を以て之を攻撃し得へく隨て上訴を管轄するの上級裁判所は可及的之か均一を調成し得へきなり

論者又曰く附條件判決は一の刑罰に非らず隨て應報主義を實行し能はざるの不便ありと論者何を感へるの甚たしき蓋し禁錮の宣告と雖も嚴乎たる一の刑罰にして其苦痛の度も亦決して譴責罰金の下に在らざる可し然れども即時之を執行するものに比すれば其苦痛の輕少なる固より論なしと雖も均しく同一目的を達し得へくんば將た何の害する所ぞ况んや彼に在て欠くる所多くして此に在て具はる所多きに於てをや實に一段の進歩を爲したるものと謂はざるを得ず

論者又曰く附條件判決は富豪若しくは貴紳に特益を與ふ

の結果を生ずと殊に知らず恰も其正反對の結果あるを凡そ現今富豪若しくは貴紳の輕微なる犯罪あるに當り判事にして之に自由刑を科するの峻嚴を思料したるときは之に代ふるに財産刑を以てし財産刑を科する能はざるに在ては特赦を與ふるを以て其常とす然るに若し附條件判決法にして實施せらるゝあは判事は必ずす之を以て彼に代用せん然り而して附條件判決の罰金特赦に比して輕からざるは固より辨を俟たざるの事はに由て之を觀れば富豪貴紳の罪あるものは附條件判決法實施の爲め其刑を輕減せらるゝに非らずして寧ろ嚴正且至當の刑を科せらるゝものなり富豪貴紳亨くる所果して何の特益を若し夫れ判事にして阿諛法を枉くると謂ふに至らば則ち極端のみ苟も天下司直の職に在るもの奚ぞ此の如き汚爲醜行あらんや又設令之れ有らざるも所謂其人の罪にして此法を罪に非らず隨て茲に之を論するの要なし

以上掲ぐる所は附條件判決に對する攻撃の概要なり以下更に之か實行に關する疑問を討究せん

附條件判決は素と初犯者の拘禁を減少するの意に出てたるものなるを以て其之を當行するは未だ嘗て自由刑を科せられざるものならざる可からず又其適用の範圍は男女老幼に因て之か限界を立つ可きものに非らず其他如何なる自由刑(懲役は決して猶豫を與ふ可きの刑に非らず)に就き又若干期限の自由刑に就き之を許す可きや其試験の期間は若干なりや等の疑問を解くに當ては各國の法制及

ひ其他の事情を參酌せざる可からざるを以て（白耳義に於て之を拘留期間六月の刑にも亦之を適用することゝ爲したるは稍々其範圍廣きに失するの嫌あり又試験期間は最長期五年の範圍内に於て判事之を定む可きものとあせり夫れ或は可ならん）暫く茲に之を措き唯一般に効用ある二点に就て左に開陳する所あらん

人或は刑罰は其犯罪に由て損害を受けたるものに満足を與ふ可きものなからざる可からざるの理由に基き附條件判決は被害者にして之を承諾したるときに於てのみ許す可きものなりとの説を唱道すと雖も畢竟支離滅裂を免れず蓋し刑罰は素と社會公共の爲めに科するもの要其安寧を維持するに在り被害者の私益亦捨つ可きものに非らずと雖も奚そ之に對して此の如き重大の權力を附與す可きものならんや然らずんば被害者と加害者との間に言ふ可からざる不法の契約を結ひ其極遂に犯罪に必要な告訴の取下を許したる未開の昔時と恰も其揆を一にするに至る可し夫の告訴取下の競賣盛に行はれ其厭ふ可きの形勢は終に千八百七十六年の改正刑法に於て告訴權に顯著なる制限を加ふるの己むを得ざるに至らしめたるは普ねく人の知了する所に非らずや若し夫れ加害者を寛待するは被害者を満足せしむる所以に非らずとせば判事は必了に之れが適當の處置に出てん何を豫め法律を以て被害者に過度の權力を附與するの必要あらんや附條件判決は亦是一の嚴乎たる刑罰此を以て彼に加ふるは決して彼を寛待す

る所以に非らざるに於てをや  
又附條件判決を下すに當ては被判決者をして豫め保証を立てしむ可し即ち金錢若しくは其他の有價物を納附せしむるの宣告を爲し被判決者にして再び犯行あるときは其の前科の刑を執行すると同時に其保証物を沒收す可しとの説を唱ふるものあり論者の説是なるに似たりと雖も此の如くんば此方法を適用せざるものは率々資産家に限り貧困者に對しては復奈何ともする能はざるに至る可し附條件判決法の精神奚そ夫れ茲に在て存せんや  
以上説く所は附條件判決即ち執行猶豫法の梗概のみ其詳細に至ては復應に他日を俟て講明する所あるへし立論の可否は暫く之を措き刑罰の改良は實に目下の急務に屬す現行刑法改正の前に横はるあり茲に本論を草して以て世の識者に質す

○北米合衆國監獄制度の發達に就て（承前） 法學士 石田 氏 幹

上來陳述せし監獄制度の發達と共に獄舎建築の亦ども大に其面目を一新するものとばなれり曩時に於る獄舎の建築は僅に囚徒を入監せしむるに足る迄のものなれば其獄舎や粗造なりしなり其建築や衛生に適せざりしなり其圍壁や不充分なりしなり是に於てか此等の點に注意し或は從前の獄舎を修築し或は新規なる獄舎を修造し大に改良を加ふるに至れり

ヲハイヲ洲に於ては此等新規なる獄舎を數多く築造し其内部の構成をば分房制に爲せり而して監獄の巡閱をば從前よりは其度敷を繁くし以て實際上の成效を期せり其監獄巡閱の度敷を繁くせしは主としてウイメンス、クリスチアン、テムペランス、ユニオン、婦人基督教會（Womens Christian Temperance Union）の首唱せしに基くものとす

又マサチューセツト洲に於ては婦女は其姓男子と異なれば男囚を入監せしむる獄舎と女囚を入監せしむる獄舎とは全く其構造を異にせざるべからざるの主義に則り別に女囚監獄を創立し大に其面目を一新せり

斯の如く囚徒在獄中に係る組織は稍々整備せしと雖も未だ以て満足すへきにあらず尙進んで囚徒出獄後に於る保護法策を講ぜずんば之を如何にして勸善懲惡の精神を完ふし社會の害毒を除去するを得んや是に於てか出獄後犯罪人を保護する諸種の協會組織せられ此等犯罪人に職業を與へ若くは衣食を與へ一時の急を救ふに至れり今茲に北米合衆國及び加奈多に於る此等諸種の組織の概況を畧述すれば一千八百六十五年にはカリフォルニア、アリゾナ、コムミッシヨラン、一千八百七十六年にはコンネクチカット、ブリズン、アツシエシヨラン一千八百八十四年にはイリノイス、ブリズナス、エイド、アツシエシヨラン一千八百八十三年にはイヲワ、アリヅナス、エイドアツシエシヨラン一千八百六十九年には

マリランドブリズナスエイドアツシエシヨラン一千八百九十一年にはマサチューセツトブリズナスエイドメツイチーマサチューセツトテムホラリーホームフアアヂスチヤシドフヒエメルブリズナス、マサチューセツトブリズンサイチー一千八百八十八年にはミチガニンダグストリアルアツシエシヨランテブデトロイト一千八百八十九年にはニューゼルセーブリズンアツシエシヨラン一千八百四十六年にはニューヨークブリズンアツシエシヨラン一千七百八十七年にはニューヨークウイメンスブリズンアツシエシヨラン及びペンシルヴァニアフブリズンサイチー一千八百七十二年にはアークニーカウンチーブリズンサイチーラブペンシルヴァニア及びロードアイランドブリズナスエイドアツシエシヨラン一千八百七十五年にはブリズナスエイドアツシエシヨランカナダ等十六箇の協會組織せられたり

諸協會ノ原語表

1. California Prison Commission 1895.
2. Connecticut Prison Association 1875.
3. Illinois Prisoners Aid Association 1884.
4. Iowa Prisoners Aid Association 1869.
5. Maryland Prisoners Aid Association 1869.
6. Massachusetts Prisoners Aid Society.
7. Massachusetts Temporary Home for Discharged Female Prisoners.

8. Massachusetts Prison Society 1890.
  9. Michigan Industrial Association of Detroit 1808.
  10. New Jersey Prison Association 1889.
  11. New York Prison Association 1846.
  12. New York Womens Prison Association.
  13. Pennsylvania Prison Society 1787.
  14. Allegheny County Prison Society of Pennsylvania.
  15. Rhode Island Prisoners Aid Society 1872.
  16. Prisoners Aid Association of Canada 1872.
- 以上陳述したるもの、内ペンシルヴァニアブリガントサ  
イチーは北米合衆國は勿論全世界に於て最も先きに創立  
せられたる出獄後犯罪人を保護する協會にして次に合衆  
國に於て設立せられたるものはニューヨークブリズンア  
ツンシエーションは是れなり此のニューヨークブリズンア  
アツンシエーションは組織の確固なる点に於て奏効の  
顯著なる点に於て合衆國に於る此の諸種協會より遙に高  
地位を占め居れり
- 右十六箇の諸協會の内少くも九箇の協會又は九箇以上の  
協會はシンシナチー監獄協會の創立後に組織せられたる  
ものにして直接又は間接に該協會創立の結果に依り生じ  
たるものとす又右十六箇の諸協會の外一千八百六十七年  
にはニューハムプシャアに於て一千八百七十四年にはケ  
ンタッキーに於て一千八百七十四年にはウイスコンシに  
於て一千八百八十五年にはコロラダに於て同種の協會組

織せられしなり然れども此等諸協會は組織確固ならずし  
て往々廢滅に歸し其尙ほ存在するものと雖も實に衰微の  
有様にあるなり之を要するに出獄後犯罪人を保護する組  
織たるや北米合衆國に嗚失し其基礎の確固なる点に於て  
奏効の顯著なる点に於ては合衆國の協會は他國の協會に  
遙に優れるものと謂ふを得べし (未完)

問 答

本欄の問及答は固より私者に係るものなれば其當否を保證  
するに能はざるは勿論尙ほ不充分の事多かるべきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるる諸君は提擧  
の勞を惜まれさらんことを希望す 編者 白

○新法令問答 (内務省令第二號)

問 今回神奈川縣管内なりし武藏國三多摩郡を東京府  
の管轄に變更したるに付内務省令第二號を以て囚人懲  
治人分割に關するものと定められ即ち省令の末項に  
囚人は云々と細示せられたり右囚人とは勿論監獄則に  
謂ふ所の囚人なるべきが其他刑事被告人別房留置人等  
は如何に分割すべきものなるや

答 刑事被告人別房留置人は其儘現に拘禁しつゝある  
とあるに依り分割すべきものと思考す

問 果して然らば刑事被告人は其出所の如何を問はず  
現に拘禁するところの地方税にて其費用を負担せざる  
を得ざるへし是れ不權衡なるなからんか而かも現在

のまゝ分割するは如何なる理由なるや

答 刑事被告人は裁判上の關係の爲に其裁判所を在地  
の監獄に置かざるを得ざること固より言を俟たず蓋し  
裁判所には夫れ々の管轄あり其管轄に属する刑事被告  
人は行政上の都合にて之を他に移すを許さざるなり費  
用の負擔方の如きは自から別問題に属す依りて刑事被  
告人は各其裁判管轄の地にあるものなれば別に分割の  
要なし否分割するを得ずこれ其儘なる所以なり

問 將來横濱に移すべき刑事被告人あるときは如何  
答 審理の末横濱地方裁判所に移すべきものとしたりた  
るときは警察遞傳に依りて横濱に移さざるを得ざるま  
ど勿論なり其儘とは此四月一日引渡の際のみを云ふ

問 次に費用のことを問はん果して其の裁判所の管轄  
のものに其土地に措くときは八王子裁判所管轄内なる  
相模國津久井全郡及高座郡七ヶ村より出てたる刑事被  
告人に係る費用も東京府の監獄費にて支辨せざるを得  
ざるや

答 本省令中に費用に關する規定なきを以て神奈川  
縣人なる刑事被告人の費用も東京にて負擔せざるを得  
ざるか如しと雖も裁判管轄と費用の區分とは固より別  
物なれば此不權衡を救済するは容易のことならん兎に  
角今後裁判管轄の改まる迄は其實東京府にて支辨せさ  
るを得ざるもの神奈川縣の支辨に屬し神奈川の支辨に  
歸すへき本問の刑事被告人にして却て東京府の支辨に

歸するか如き委あるを免かれざるべきが是れ等は移り  
行きの際一時の出來事なれば主務省より適當の指示あ  
るおとなふんと思はる

問 四月一日以後に至りても神奈川縣囚人中本省令に  
依れば東京府にて引受くべきところの性質のもの續々  
出てん此囚人の拘禁方法及び費用は如何

答 右の如き囚人の拘禁方は神奈川縣にて拘禁するを  
正則と思考すれども控訴人等の例に由り便宜東京に返  
送するおとも許され難きにあらざるべきか其費用は是  
迄の例に準すれば神奈川縣にのみ支辨せしめ難かるへ  
し此事も亦前の問の答と同一に答ふるより外なし本省  
令は此際四月一日の分割方法を定められたるものなれ  
ば將來のことは自から別問題と見るを要す

問 別房留置人を其拘禁の監獄懲治人を其裁判宣告の地  
と定めし理由は如何

答 別房留置人及び懲治人の分割方はともに石川縣より  
富山縣、大坂府より奈良縣、愛媛縣より香川縣を分割  
したるとき先例に依りたるものならん別に深き理由  
あるにはあらざるべきか

問 分縣のときの先例に依れば省令中に各在監人の處  
分を列記せしに今回は否らさりし理由如何

答 囚人と懲治人とは分割するを以て規定を必要とす  
るも其他は有のまゝ引續かざれば省令を以て特に規  
定するに及ばざるへし是れ分割するべきもの丈けを指

問答

示せられたる所以ならん此點は本省令の方先例に優るへしと思はる

問 携帶兒あれは如何に分割すべきや

答 其母と同様に分割すべきは勿論ならん

問 囚人は犯罪地逮捕地等土地に依り裁判管轄を定むるに及ぶ等は犯罪地逮捕地の外例へは如何なる類なるや

答 犯罪地逮捕地ならざるも被告人の居住地なるか故に裁判管轄を定むる場合若くは數地に跨がりて數犯罪あるとき最初豫審に着手したる地なるか故に其裁判管轄を定むる類を云ふ

問 省令中其他の囚人あり右は土地に關係なきものならんが例へは如何なる類なるや

答 其他の囚人とは例へは他の裁判所より囑托ありたるに由り八王子の管轄となりしもの及び被告人の身分の關係より裁判管轄を定むるもの類ならん

問 神奈川縣津久井郡の者又は高座郡中八王子裁判所の管轄なる七ヶ村の者にして土地の關係にあらすして裁判せられたる囚人あるときは如何

答 裁判言渡の地即ち八王子にて裁判ありたるものは東京否らざるものは神奈川縣に属すへし

問 或る裁判所の管轄内に於て犯罪したるも他の裁判所の管轄地にて逮捕せられたるか爲め其地の裁判所にて裁判宣告ありたる囚人は其逮捕せられたる土地所屬の

府縣に分割すべきや

答 然り

問 然らば三多摩郡にて犯罪し津久井郡にて逮捕せられ其逮捕地の故を以て八王子にて宣告せられたる囚人は神奈川縣に属するものと勿論なるや

答 裁判管轄を定むる原因となりし逮捕地東京に属せざるを以て神奈川縣へ分割すべきものと思ふ

問 差當りたる四月一日のころは本省令にて分割方明かあるが此の先き裁判所管轄今の儘にては諸事不便不利多からん而かも裁判所管轄區域は法律にて定めあるものあれば之を變更するも無論法律に依らざるを得ることならん然らば第五議會の當初に其法律を決するに及ぶも尙ほ八九ヶ月を要すへし何故三多摩郡分轄法案と同時に裁判所管轄區域の變更法案を提出せざりしものなるや

答 同時に裁判所管轄區域を變更せざりしは如何にも「ト」[チンバ]の觀を免かれずと雖も素と三多摩分割は行政の便宜を主としたるものなれば自然司法のことは第二となりたるものならんか

問 愛媛縣より香川縣を分割せしむるの省令には輕罪囚は裁判宣告の地重罪囚は犯罪地云々とありしに今回は斯の區別なく重罪囚輕罪囚を問はず均しく犯罪地逮捕地云々とし其區別方先例と異なりしは如何なる理由ありてのものとざるや

答 香川縣分置のときは如何にも輕罪囚を除き重罪囚

雜錄

雜錄

監獄協會第二二回常集會

議事速記 (承前)

貴族院速記者 梁 轍 連記

○小河滋次郎君

委員說維持の爲めにもう一言述べて

置きます委員は性質上かまも一所に致して差支へないもので又法理上から云ても差支へないと思ふ考である、何故か云と先刻附加刑の性質に付て附加刑と云ふものは刑ではない行政處分であると云ふ様な御説もありました

問 神奈川縣八王子監獄支署は現在の儘警視廳に引繼くことならんが吏員は如何にすることなるや

答 官吏は給仕小使に至るまで其儘に警視廳に引繼くことなるへく將來八王子監獄支署は警視廳監獄の一支署となりて存することならん

問 八王子監獄支署果して警視廳の一支署となるに於ては署長其他のことも他の支署との權衡上更改を要すること少なからざるべきが果して警視廳の監獄支署となるものにや

答 八王子は地方裁判所甲號支部のあるとよろなれば

此別房留置人即ち監視執行中の者は矢張り一の刑人と見て少しも差支へないと思へる即ち定役囚と殆んど同一で

ある所の囚人と見て宜かろうと思ふ、何と云はれは工業を爲さしめ使役に供すと云ふはかある監獄に於て工業を爲さしめ使役に供するとあるからは定役のある所の囚人と見て宜かろうと思ふ、今申しました通り附加刑と云ふものは刑の不充分なる所を補ふ性質のものであつて見ますれば其執行方と云ふものは宜しく本体の刑を執行する所の其法理に依て執行して宜いと思ふ、夫れ故に若し定役刑から附加刑に變形しましたら其附加刑を執行するには定役刑の振合ひで執行して宜い、無定役囚から別房留置人に變形しましたら無定役刑の様な工合に別房留置人の處分を行つて宜いと思ふ、一つの刑の不充分なるものを補ふのであるから従前取扱つた振合ひで處分して差支へないと思ひます、夫れ故に法理上から申しましても混同雜居して差支へない、實際の便宜上からは非常に利益のあるものであつて、先刻甲斐さんの話があつた如く之を分けねばならぬと云ふ究屈の見解を下しましたら昨日までよい工錢を得た所の者か今日別房留置に變形したか爲に忽ち少ない工錢を取ります所の業に變しなければならぬ、移さなければならぬ、と云ふ様な結果になりますから、法理上から云ても實際の便宜上から云つても混同雜居して差支へないのみならず却つて利益があると思はるからして我々の調査しました所は一向差支へないと思ひます

○石澤會長

如何でありましょふか、もう十分な様で

○小泉保直君 此前は別房留置の大趣意に付て私の考を一寸述べて置きましたたが別房留置者は第二の監獄と云ふ様な主旨にて待遇しまして囚人と別にして階級を立て夫々處遇して往くが適當であらうか然れども夫れは口にして云ふても中々行ふべからざるである、故に今日の場合であつて見れば囚人と同一にして矢張り前の職業に従事せしめ置くより仕方がないと思ふ私は意見てあさりました、今日委員諸君の調へになつた所は今日の法律に於て一向差支へない、合同して置いても宜いと思ふ御意見てあります夫れと申すものは先刻甲斐さんから話がありました通り別房留置人は今まで他の業に就いて居つたが別房留置になると總て藝工になると云ふおとになりまます別房留置は囚人より下かると云ふの思想を起し始終さう云ふ風になつて益々野鄙心を持つ様になると思ひます實際に付ては此委員諸君の調への通りてあさります、性質を云ふて見ましたならば分けて第二の監獄見たやうなものを造つて待遇法を特別にし衣食費を償はしてやる様にすか宜いかな今日はさう云ふ場合に往きませぬ故私は委員の調への通り一工場て囚人と區分して元の業に就け野鄙心を防くと云ふ方に注意したならば宜からうと思ひます

○中村梅橋君

一寸會長に申上げて置きますが此問題は重大のおとて殊に東京に取りまして最も重大のことである、即ち東京に於ては別房留置人か四五百人も居るから

おさりますが一私は此前の會には不快で出させぬでおさりましたが今日は席長を心得ると云ふ皆さんの話しておさりますから不肖ながら席長を心得ましたたが此別房留置者の處分方に付ては前回に於て疑義か生じ遂に委員を設けられ今日其委員から調査の結果を呈報板にして御出しになつたのでおさります、然るに先刻か委員の調査に反對の御説が大分多い夫れと申しますものは畢竟法律上の見解と又實際に於ての便宜との二つになつて夫れで斯う云ふ議論になつて參つたのであります今日この所は此問題が私が御預りに致して置きましたは尚ほ此上皆様の御討究も願ひ既に此通り速記も致されて居るおとでおさりますから夫れに依つて私も勘考致しませうし、左様致しました上で内務省の主務者に打合せませうと存じます此議論の出ましたのは職務上幸のことでありませうからよく一定致して置きたいと思はるおとでおさります

○山内副忠君

會長に一寸申しませが今御預りになるにはドナタも御異議はないと思はるおとでおさります

○石澤會長

此會は所謂研究會でおさりますして多數を以て是非とも決すると云ふ様な議會ではおさりますせず全くの懸話研究でおさりますから左様に致しませぬ方が宜からうと思はるおとでおさります

實行するおとで否で非常に影響を及ぼします會長が預り下さるおとは却つて宜しからうと思はるおとでおさりますにはもう少し適當の工錢を與ふる方法を設けたいと思ふ又出来るおとであるならば既決囚と雜居させても充分の工錢を給したい、併し別房に留まる様な者には多くの錢をどるおとは出来ないと思ふ議論もありましたたが夫れは極端のやうに考へます、五百人の中には十人或二十人は相當の工錢を取るおとの出来る者が有るに相違ない、けれども此度調へになつた様な明文がないから差支へないと思ふおとは私は感服しませぬがもう少し確たる理由かあれは混同雜居しても宜からうと思ふ故に委員諸君に今少し御調査を願つて確たる理由を發見されたいさうすれば我々は今日の監獄の情態では混同さして少しはよい工錢を與へたいと思ふおとでおさります

○石澤會長

唯今の御話の通り私も考へるおとでおさります如何にも是れは法律の見解と實際上との衝突てあさりますか上は委員諸君にも再調査を依頼しますし私も主務省に熟議して何とか方法を一定するやうにしたいと思はるおとでおさります

○山上義雄君

一寸會長に伺ひたうござりますか第一問か極りませぬは第二第三も極りませぬか、さうしますると此別房留置のおとは是れで總て議論は止めますのでおさりますか

○石澤會長

左様でおさります

〔是にれて一應体恤す〕  
○石澤會長 是れより更に前回残りの問題を議せることに致します、朗讀を致させます

一 外國人監獄參觀に付ての心得は差の如くすへきや  
女監は見せざることを、但婦人なるときは如何の理由にて謝絶すべきや

寫眞は建物の中に就き差支なき所のみを特に許すこと、囚人の身柄は寫さすへからざることを、但監獄官吏の身体を寫すは許すへきや如何又普通寫眞師の同行は差支なきや

出題者 神谷彦太郎君

○神谷彦太郎君 是れは私の出した題であります別に六ヶ敷き説明を要する程のほどもあり升まいと思ふ、追々外國人に監獄を見せなければならぬとが多くなるに付き其監獄の取扱ひ方を全國一定して置いた方が宜しからん

○中村梅橋君 女監は見せないと思ふことのお極めになるのでござりますか  
○神谷彦太郎君 女監は參觀を謝絶すると云ふことに極めたいと思ふ考です、併し相當の婦人が參つて女監の臨見を請ふた場合に之を謝絶するには如何なる理由を以てしたらは宜しからうかと思ふのです

○中村梅橋君 男子に女監を見せぬと云ふ理由を簡單に御説明を願ひたい、孰れも外國人は相當の手續を経て來る人なつて、幾らか監獄に關係のない人はないと思ふ、さうも見せぬと云ふほどに極めるのは行はれずして宜くないことと思ふ、

○甲斐秀成君 さうか、其見せるるか、見せぬとか云ふ一方に定めて貰ひたい、人に依て斟酌するほどは六かしと思ふ、裁判官とか検事とかやつて來て女監を見せると其次に新聞記者や或は宗教家來たとき見せぬと云ふことは云はれぬ、見せて宜しいものなすは皆な見せるほどにし、見せぬ方が宜いと思ふ、尙ほ私の意見を申し上げますれば出議の通り見せぬと云ふことにしたい、謝絶する言葉は十分あると思ふ

○山内副忠君 只今人に依つて見せるとか見せぬと云ふおどかあつては感情を傷けて政略上に關係があると云ふお話かあつたか監獄か外交の道具でもない以上は見すへきものと見すへかざるものを極め、さうしても見せぬと云ふものは謝絶しても差支へないと思ふ、

○中川新二郎君 私も見せぬと云ふことに致したい、府縣の典獄に於て見せるほどは出來得ないと云ふことになつたさ差支へない、彼れに見せ、是れに見せぬとしたなすは様々の議論も起らうから詰り女監は見せぬと云ふおどにしたら宜かろうと思ふのです

○山上義雄君 男監は男子に見せて女囚は女子に見せるほどか出來ないと云ふのはさうゆう理由でありますか  
○中川新二郎君 女囚は多く見せぬと云ふほどになつて居りませ別に理由と云ふ程このもあさりませぬけれど

う、例へは條約改正に付て公使館の人も來るでござりませうし、情況視察の爲めに遊歴する人もあさりませう、或は裁判官、監獄官吏も來るでござりませう、さう云ふのは如何なる理由を以て謝絶しますか簡單な御説明を願ひたい、夫れに依つて私の意見を述べます

○神谷彦太郎君 夫れはさうも十分の理由を云ひ盡すおどは難い、併し私の考へて居ると云ふのは女監と云ふものは取締りも女子のみてして居るから監獄の風紀上監督者外の男子を女監に入れるのは宜しくないと思ふ、看守長さへも男子を止めて女子にしたいと思ふ、まして參觀に參る者に之を許す許さぬは此方の極め方てどうにもなることなれば斯く極めたいと思ひます

○中村梅橋君 私に其事は一定しない考です、固より監獄を見るにも自ら其人に關係の厚薄もあるものでござりますすし、一概に總て男子には女監を見せぬと云ふ様なおどになりませう、外國人が随分職務上見に來たり、條約改正の爲めに見たかることもあさうと思ふ、夫れに女監だけ見せぬとするときは感情を悪くするたらうと思ふ、女監は如何なる方法を以て處分してあるか、如何なる辱めを受けて居るかと思ふ様な感情を起さして意外の結果を見ると思ふ固より新聞屋杯には見せぬ方が宜いと思ふが、さう云ふ様な區別は典獄、署長に於てしても宜し、警視總監か定めて置いても宜い、正しい所の考を以て巡閱するならば何にも男女の區別をするおどはないと思ふ

○山上義雄君 男監は男子に見せて女監は女子に見せぬと云ふおどは可笑しいと思ふ  
○甲斐秀成君 女監の方は内外國人を問はず見せぬと云ふは至當だと思ふ、既に私の方に女子師範學校の生徒が女監を見たいと云ふて來て居るが少し考へてからと思ふて止めてある

○山上義雄君 女監も見せなければならぬ人があると思ふ、夫れはさう云ふ人かと云ふと外國婦人の慈善家乃至は宗教家の様なものは監獄を視察するの必要かあると思ふ、夫れであるか男の外國人に男監を見せ得るおどか出來るならば女の外國人も女監を見せるとは差支へないと思ふ

○草刈次郎君 私は見せたいと思ふ考であるが、段々考へて見ると當時の場合ではさう開放して見せる譯にも往くまいと思ふ、故に當時の有様では條件附て外國人の男女共に見せて差支へないと思ふ、其條件とは監獄改良上に取つて裨益あることならば見せると云ふ意見です

○山室元吉君 私には婦人には女監を見せたいと思ふ考です、或は男子に見せたらは其爲めに謹慎をして居る婦人が……女監は婦人まで謝絶すると云ふは可笑しなことである、一休日本の監獄は不行届であるからとか日本の婦人は教育に乏しいから向ふに見せては耻はと云ふおどなれば見せぬ方が宜いかも知れぬか私共は見せて貰つた方

か宜いと思ふ、故にせうか私は婦人には何か理由を附けて断りたいと云ふことは已めて、男子には男監丈けを見せる、婦人は内外國人を問はず女監を見せる、併し誰れでも見せると云ふおとはいけませんから制限をして置きたいか絶對的に女監と云ふものは見せぬと云ふおとでは監獄改良の爲めにも宜しくないと思ふ

○鈴木與藏君 慈善家杯である婦人ならば女監を見せ、男監の方は婦人には見せないと云ふことにしたい何れ監獄を見やふと云ふには監獄の改良を圖るべしと云ふ婦人にして志があるに違ひない、さう云ふ人か來た時に見せないと云ふのは果して如何なるものでありませうか私は警視廳の拘留監に奉職をして居りますが諸君も御承知もありませんか先頃新聞記者の某外國人か觀覽に参りましたか其前に警視廳監の訓令がありまして男監のみを外國人には見せて女監は見せないことになつて居つた、然るに女監も見たいと云ふ望てあさりました女監を見せて呉れると云ふ照會が無かつたか見せるおとは出來ぬと断りました、其際外國人の云ふには私共に見せないのは定め取扱ひが悪いからと云ふ云ひましたから決してさうではない警視廳の極りて男子には女監を見せるおと出來ぬか来ないか女監までも見せて呉れると云ふ照會がなければいけぬと断りました所が其次に女監を見せて貰ひたいと云ふ照會文を持つて來まして夫れで女監も見せた、すると其外國人の云ふには先きには見せないと云ふから疑

ひましたが今日拜見したら初めて満足したと云ふて歸りました、是れは一寸例を話致した譯でござりますが司獄官なる外國人とか慈善家の女子に限つては女監を見せることにして男子には男監を見せるやうに極めになつた方が宜かろうと思ふ

○山室元吉君 東京或は神奈川あたりのお方に伺つて置きたいのは是れまで外國人か參觀致します場合は外務省の照會なり監督官廳の照會のあるのか一般の手續と思ふ只今の話の新聞記者の如きはさう云ふ手續で参つたか知りませぬか是れまで内務省の通知を持つてなり外務省の深書なりを以て突然外國人か參觀に來たことかありましたか夫れを一應伺ひたい

○鈴木與藏君 只今の新聞記者の如きは外務省か司法省に行き、司法省から警視廳に行つてさうして参つたのであります

○小河滋次郎君 外國人監獄參觀のことに付ては内務省の方針は極つて居ること、思ふ即ち監獄參觀のことに付ては制限的の注意をされて居るやうに考へます、段々監獄事業か社會に注意されて來るに従つて參觀したいと云ふ者か澤山あるやう云ふ風にあつては此際制限を立て、置ない或はトナ都都合か合か生して來るかも知れぬと思ひます此事に付ては長崎縣かの伺ひかあつて許して差支へないと云ふ指令で以來許すやうな例になつて居るが併し充分制限して漫りに見せぬと云ふ方針であるやうに

思ひます今日の所ても男子には男監を見せるおとを許し女子に對しては女監を見せるおとを許さぬ、男子に對しては無論のおと女子に對しても女監を見せることを許さぬと云ふことであらうと存します、先刻おとなたかのお説にさう究屈にしたならば職權上若くは交際上の必要か監獄の狀況を見に來る人もあるから、断つて不都合を生しはせぬかと云ふ御論もありましたがさう云ふ場合には先刻山室君からお説のあつた如く特に監督官廳の認可を経た方か至當であらうと思ふ、總て外國人か參觀する場合は男子は男監のみで女監は許さぬと云ふおとに實際の上しなければならぬと思ふ或は男子に女監を見せぬと變な疑を受けるか女子にも随分慈善家かあり司獄に心のある者かあるからさう云ふ者に見せぬでは不都合であるおと云ふお話もありましたか夫を拒む理由として私の考には疑ひと云ふものは恐れぬおとて先頃ロングと云ふ西洋人か來た時に見せなかつた其時に過酷の取扱をしやしないかと云ふおとを疑ふたが、左様なことは頓着するに及ばぬと思ふ若し當局者か見せるおと必要であるおと云ふおとてあつたならば其都度監督官廳に伺ひ出れば宜い今日監獄の模様何處ても女監と云ふものは、中には區別がありまますが男監と一構内に立つてあるのであるから女子が監獄に這入つて構内を歩いて居りますと男囚に行逢ふこともありまますし女監丈けを見て男囚に行逢はすして歸へると云ふことは實際六ヶしいのである、夫故に絶對

的に禁ずると云ふのはありませぬが今日の如き女監男監一構内にあつては女子をして監獄構内を歩行せしめることは不都合なことである又監獄行政上不利益であるから之を禁ずることは立派な議論であらうと思ふ

○中村梅橘君 今小河さんのお話の如く詰り絶對的でなくして見せるべき必要のある場合ならば見せても宜いと云ふおとならば私は少しも意見はない特別の場合には特別に許可を得て見せるおとが出來るならば前のおとは云はんて宜かつたのでござります

○小河滋次郎君 特別の場合には主務大臣のお考で許されることかあるものと確信して居る現にロング杯の見たのは主務大臣の特許を得たのでござります

○神谷彦太郎君 一寸出題者の趣意を申し上げます今特別の場合と云ふことか出ましたか此心得即ち此議題は特別の場合に適用すると云ふ考てはない外國人に監獄を見せることは今日府縣知事か許せることになつて居るして見ますれば此際府縣知事若くは典獄の心得を極め通常は斯くをを定め置、しかして特別の場合には内務大臣に伺ひ掛ると云ふことは無論の事……外國人か監獄を參觀に來れば必ず内務大臣の許可を得なければならぬと云ふおとなれば此問題は必要はないが今日は夫れまででないの故に其心得を定めて置くのか必要だと思ふ

○山上義雄君 私は孰れにしても内務大臣の許可を得なければ見せぬと云ふ考てす

○神谷彦太郎君 外國人に參觀を許して宜いと云ふ指令があつて見れば知事は何時でも許すおどか出来る

○山室元吉君 女監を見に性く爲に男囚の眼に觸れるかふ惡るいと云ふ條件附きの惡るいのです

○小河滋次郎君 夫れも十分區劃が立てば宜いと云ふれ説かありませうか今日の監獄では實際立たないのです

○山室元吉君 今の監獄の有様では見せられぬと云ふのであつて絶對的に監獄を婦女に見せぬと云ふのでは無い見せると男囚の眼に觸れるから見せぬと云ふ御論旨なんですか

○小河滋次郎君 さうです

○小泉保直君 私の今まで心得て居る所は男子には女監を見せぬ女子に男監を見せぬと云ふおどは是れは勿論のおどである然し通例はさうであるか事に依ると男子の方には女監を見せぬにも限らぬと云ふものは随分公使館の書記官と云ふ様な全く國際上の關係があつて見に来る者かあると思ふ其他の者は女監を見せぬとしても差支へない、女子の方には其國際上是非女監を見なければならぬと云ふおどかありませうかありませうかと思ふ

○小河滋次郎君 段々監獄事業が進歩したならば男監と女監を分つことにならうと思ふ、さう云ふ組織になつたら宜いと思ふが……

○山室元吉君 外國人が日本監獄を參觀するに付ては故なく參觀する筈はない、監督官廳の通知等のあるへきお

るおどは決して難いおどではないと考へます

○梅村寛逸君 私は今埼玉の典獄の仰しやつた通り内務大臣か外務大臣の命令に依つて見せるおどにした方が宜いと思ふ、外國人が内地に這入れれば旅行免狀を貰うと云ふ様なこともあり……特に監獄を見たいと云ふ時は主務の大臣から命令をして見せるおどに極められた方が便利たうと思ふ

○甲斐秀成君 主務大臣の認可を得ると云ふおどになると東京近傍ならば手數なく領事或は公使から照會することか出来るか九州地方とか或は大坂に來て居る者か主務大臣の認可を得なければならぬと云ふは不便である

○梅村寛逸君 外國人が研究の上にて來て見るのであれば一日や二日の逗留をしても困難のこともなく旅行先きとか漫遊先きて序てに見て往かうと云ふ様な人には少しの不便を與へました所か左程不都合はあるまいと思ひます、極く熱心家か或は特に監獄に付て調べでもあると云ふ様な人に至りましては其都度其地方の典獄なり、知事から主務大臣に訓令を請ふても差支へないと思ふ、電信其他迅速の方法を以てしましたならば今日の所ては三日も四日も待たせねはなふぬと云ふおどはないと思ひます

○山内副忠君 一應御尤の様でござりますか私は大いに反對でござります

○石澤會長 女監は見せざるおど、但し婦人なるときは如何なる理由にて謝絶すへきやと云ふ問題であるか女監

とてある、私の考には監督官廳の認可を得なくては參觀は許さないおど云ふおどを希望する、只今の所ては地方長官の權内に許否するおどか出来るやうになつて居るやうておどります、さう云ふことを此際打破つて成るべく參觀の制限を設けるおどを希望するのでござります、監督官廳の認可を得て参りました場合にはどうするかと云ふ問題が起りましたやうが其際には諸君のた説の如く女監は男子に參觀を許さぬことは勿論又女子の參觀は一切許さないおど云ふおどに致した方が宜からうと考へる夫等の理由杯になりませうと餘程面倒のこととござりますけれども……日本ては男子に女囚を見せぬのか習慣である、監獄の門には女子を入れないと云ふことを以て答へまして差支へないおど考へます、私は兎に角監督官廳の認可を得なければ參觀を許さぬと云ふおどに致したいのでござります

○山内副忠君 私か思ひますには各縣か區々になつて居ると云ふこととありませうは主務大臣より訓令を發せられまして即ち何々の者丈けは許して差支へないおど斯うしますれば全國一定しやうと思ひます、夫れをするに付て内務大臣の參考に供する爲に我々に述べさせると云ふのであれは何處までも意見を述べなければならぬけれども此位の地方の分子を以てさう云ふ譯には往かぬかも知れませぬが、今申すか如く内務大臣か訓令を發せられて特別の許可を與るものは是れ是れと云ふおどを定め

は見せぬと云ふ方が多いやうに思ひませ、假令女子と雖も女監は見せるの必要かないと云ふ御見解の方が多いやうに思ひます固より見なければならぬ必要かあれば主務省に伺つた上見せると云ふ取除けの方法はあいて居るのでありますかとして婦人に女監を見たいと云ふ者かありましたら主務省に伺つた上見せると云ふおどになりませぬは宜い、併し通常は女監は男子は勿論女子と雖も見せぬと斯う云ふ所に此會の意見を極めましては如何てせうか其方が多いやうてござります

○石澤會長 今日は大分時刻も遅くなりましたか是れて散會致します

○甲斐秀成君 此處て決した以上は其目的を取つてやつて往つて宜うおどりますか

○石澤會長 此處て決した通りの方針を取つて宜いと思ひます

〔午後五時散會〕

○獨逸聯邦監獄經營議談 (承前)

○翼舎の部(續き)

加之、楷梯の彎曲したるときは中央樓に於ける看守長は看守人が囚徒をして定規の距離を守らしむるや否を監察するを得ざるなり

廊下を充分に照射せんが爲め監舎の尾端に於て大窓を設くるの外翼舎の中央樓に接續する箇所の天井に於て若干の窓を設くべし

とてある、私の考には監督官廳の認可を得なくては參觀は許さないおど云ふおどを希望する、只今の所ては地方長官の權内に許否するおどか出来るやうになつて居るやうておどります、さう云ふことを此際打破つて成るべく參觀の制限を設けるおどを希望するのでござります、監督官廳の認可を得て参りました場合にはどうするかと云ふ問題が起りましたやうが其際には諸君のた説の如く女監は男子に參觀を許さぬことは勿論又女子の參觀は一切許さないおど云ふおどに致した方が宜からうと考へる夫等の理由杯になりませうと餘程面倒のこととござりますけれども……日本ては男子に女囚を見せぬのか習慣である、監獄の門には女子を入れないと云ふことを以て答へまして差支へないおど考へます、私は兎に角監督官廳の認可を得なければ參觀を許さぬと云ふおどに致したいのでござります

廊下の空氣を速に且全く交換せしむる爲め中央樓翼舎の接続する箇所と屋翼との窓に於ても廊下より開扉するを得へき窓を設くへし若し分房設けある側の屋根の上に廊下の壁の達する時に此所に亦開扉するを得へき窓を附すべし

廊下の尾端より庭園に通する口には一の堅牢なる木造の戸及び一の鉄造の格子戸を設くへし斯くする時は大に安寧を進め又天氣の爲めに故障あふざる時は晝間鉄造の戸は閉鎖し置きて木造の戸を開き以て空氣の流通を能くするの利益を興ふるものなり

分房翼舎の屋背の下の階に於ける廣き場所は監獄の經濟上には利益なき者とす  
該階に於て幅廣き物品を尙容易に運搬し得へかすしむるに於ても火難の虞あれば該階を倉庫に充つるに付ても制限あるものなり

分房翼舎の屋根を木材を以て構成すれば翼舎の内部より火を發するは監獄の爲め非常の危害なるを以て此構造法を廢し屋背の下の階を省き全く木材を用ゐずして翼舎の屋背を設くるを得るに於ては大に監舎の安全を進め廊下に充分に光線と空氣とを逼入せしめ又建築の費用を節減するを得へし

屋背に材木を用ゐるを穹窿を覆ふに「ホルツセメント」(セメント)を以てし充分火災を預防したる監舎の雛形を示すものにして此圖はシウステル、ウエケ兩氏の製

せる所なり四階を設くる所の構造は従前の法に據る最上階の分房の穹窿は廊下の壁より外部の壁の方に傾きて屈曲し「ホルツセメント」を以て屋背を被覆し前に亜鉛の繩を設くるも看守人其行爲者を發見するに苦むべし

中央煖爐に接し附属建物の地下階に於て浴水を温むる煖爐並に炭庫を設置すへし  
廊下の兩側の壁は兩側の屋背より二「メートル」余之を高くし其上に穹窿の構造を設け第一等の柱を以て之を支え全しく「ホルツセメント」を以て屋背を覆ひ亞鉛の繩を設く中央の廊下の上に設くる此建築は其穹窿内に堅牢なる玻璃板の燈明四箇を窓の側に掲く此窓は監舎内の最高の廊下より開閉するを得へきものとす翼舎と中央樓との間を接続する三の箇所並に中央樓は「ホルツセメント」を以て屋背を被覆すへし

學 校  
囚徒の數及幼年者の多寡に依り壹ヶ所又は二ヶ所の學校を建築すへきものとす一所の學校には四十名以上の囚徒を入るへかす學校に於て閉鎖したる獨坐席を構造すへきときは寺院に於けるよりも之を大ならしめ其底は少くも「メートル」の十分の九其深さは全しく十分の八にして高さは寺院に於けると全一なりとす閉鎖したる獨坐席を設くる學校は之を設けざる學校よりも廣き場所を要す且好く光線を通せんばあるへかす

し び  
前庭並に炊所の庭には凡て石を敷べし分房翼舎と炊所、洗濯所に充る建築物との間に存する庭上には中央櫓に連する一個の車道を設け病院の庭上には花園を設置し本監翼舎の間に存する庭は遊歩場とすへし若し隔離遊歩場を設るを好まざる時は之に代るに幅「メートル」乃至一「メートル」半にして圍狀又は楕圓狀を有する遊歩場を設くへし其長さは分房翼舎壹階の囚徒をして四「メートル」の距離を以て同時に散步するを得せしむへし若し隔離遊歩場を設くるときは各庭に於て設くへき該遊歩場の數は分房翼舎の壹階に繋留する囚徒の數の半を遊歩せしむるに足るを以て度とす

授業の目的は生徒の知識を可成増進せしむるを主とせずして沈思熟考して善惡を織別するの性を養成せしめ以て悪心に抵抗するの力を強め又精神を勵まし以て房内の幽鬱を慰藉するにあり此目的は教授を受ける囚徒の數に制限を設くるに非されは教師に於て之を達するを得ず實驗に依るに生徒の數は四十名を超過すへかす此數に付ては猶又一名の看守人をして秩序を監察せしむるを得へし若し學校に於て閉鎖したる獨坐席を構造するときは勿論兩側より光線を通せざるへかす然らざれば囚徒は坐席内に於て文字を讀む能はされはなり各獨坐席の幅は囚徒をして文字を書し又は圖を引くを得へかすしむる爲め九十「センチメートル」と定むへし一の分房監獄に於て教師二名あるか若くは僧侶も亦教授するときは授業上紛雜なからしめんか爲め二箇の教室を設くへし

内 庭

門の建物と管理翼舎の間に三乃至四「メートル」の塀を以て圍繞されたる前庭あり其縦横は二十五乃至卅「メートル」を以て足れりとす前庭より二箇の低き格子門通過して環路に達す環路は炊所の庭及病院の庭を圍繞する塀と外圍(全建築物を圍む塀)との間に存在し凡そ五「メートル」の幅を有する通路にして分房翼舎の間に存する度に連絡するものなり其他二箇の堅固なる鉄門あり前庭をして其左右に存在する炊所の庭並に病院の庭に通せ

外圍即ち周圍の塙に沿ふて環路を通し分房翼舎の隅角及尾端に向ひて折曲し堅固なる車道を設くへし而して中央温暖の用に供する石炭を石炭庫に運搬し又時ありて製造用の原質及製造品を獄内に輸入し灰及糞尿を輸出せるは此車道を通行すへきものとす

病院の庭には前庭より院前に達する迄一個の堅固なる車道を設くへし其他の場所皆之を花園に充て回復期の患者並に輕症患者をして園中を遊歩せしむる者とす

分房翼舎の庭上に糾草の生ずる場所花壇並に藥園を設くへし決して藪を生せしめ又は樹木を繁茂せしむべからそ何となれば逃亡せんと欲する囚徒其内に潜伏し香兵を襲撃する等の虞われはなり

一日限り遊歩場を設置すへきや否やの問題に就ては委員は之を確定せず只茲には之を設置するときは建築費を大に増加すへしとの一言に止むへし例へは一の監督櫓を有し凡そ二十二部に分たる、遊歩場は經驗上二十乃至三十万「マルク」の費用を要す以て其費用の大なるを知るべし順席を立て囚徒にして各々作業を勉勵せしむるには遊歩場の設けなかるべからず而して其大さの如きは分房翼舎の若干部分の囚徒の數を容れ遊歩せしむるを得へきを要す例へば隔離遊歩場に於ては分房翼舎半櫓の囚徒を容れ共用遊歩場に於ては分房翼舎全一櫓の囚徒をらしむへし而るに分房監獄の或る定りたる

温暖法

分房翼舎並に管理室には中央温暖法を可とす寺院に於ては事宜に因り局部温暖法を採用すへし

監獄管理上中央温暖法を實施するに當り注意を要する條件左の如し

- 第一 可及的廉價を以て實際に便利なる裝置を設くる
- 第二 可及的小量の石炭を用ひ其効用を多からしめ且温度を平均せしむる
- 第三 可及的火爐を中央櫓の地下櫓に集合し其使用法を簡易ならしむる
- 第四 分房に於て囚徒相互に交通するの好機會を生せしめざる

空氣温暖法は大なる分房監獄に於ては其効あるを見ず温暖を得たる空氣をして各房を一様に温むるは實際出來得へかゝることなり又流通する空氣に充分濕氣を包含せしむるは甚だ難事なり故に此温暖法は左なきも既に甚だ害を被ふるの恐れある囚徒の氣管に害を與ふるものとす

熱湯、温湯、蒸氣湯、蒸氣温暖法等の内孰れを採用すべきやの点に至りては土地及び氣候の關係に従て之を定めざるべからず

○監獄協會特別會員石井邦猷君の  
卒去を悲む

る部分の囚徒若干名を入場せしむるを得へき遊歩場(例へば隔離遊歩場は半櫓分の囚徒、共用遊歩場は全一櫓分の囚徒の用に供するの類を云ふ)を設くるに於ては看守人の執務上大に便益を與ふるものとす

機械の設置

蒸氣釜、蒸氣機械、蒸氣唧筒、洗濯機械、絞搾機械並に起重器等は可成的分房監獄に設置せざるを可とす

抑も在監人の勞役の價值は極めて廉にして人数は餘りある位なるに機械は元來非常に人力を省くものなれば監獄に之を設置するは無益に属するものと云はざるを得ず蓋し監獄に於ては刑の執行上並に囚徒の健康上囚徒をして身体を勞する所作業に従事せしむるを要し而して種々心を用ゐるも此種の作業を常に課するを得ざるに苦む然るに機械を据付くるときは斯の如き勞役は大半省かるゝに至るへし又機械師を雇入るゝに於ても機械を使用する爲め其者に數名の囚徒をして手傳はしめざるを得る然れども信實、注意、精功を兼る多數の囚徒を撰定して機械の手傳を爲さしむるに於ては刑の執行上必要なる他の條件に抵觸するの恐あり即ち蒸氣機械に使用する爲め他に相當なる者のあらざるの点のみよりして獨居囚徒を出房せしめ使役するは獨居法の原則に背戻する者にして爲めに往々管理上に困難を來すものとあるへし又機械を設置し之を保持するには著しき費用を要するを忘るべからず

明治廿六年二月石井邦猷君卒去せられぬ、君もと中警視たりしはさより、獄事に心を用ひ、監獄局の設けありしも君が力にそゝる、君やかて其長官たりき、しかるに明治十八年君去りて三重縣知事となり監獄局もまた廢せられぬ、されは我國の監獄局は君を以ちて終始せり、君により始まりて君去りて終る、君は初めて我國に監獄局長たりし人にして又終りの監獄局長たりし人なり、獄事の急務たる今日、かく獄事にちなみ深き君を失ふと我々のなげきのみかは、あはれかなしきかも、君がみたまもしあふは天かけりきて我々のかくかなしむ辭をさこしめせ

諷 議

◎教誨聽聞の御禮 といは何そや。曰く教誨堂に安置し奉る佛前に供へし菓子パン。

◎看視監督の四人 といは何そや。看視者の睡眠を看督して其の長に知らしめざる能因を云ふとかや。

◎典獄囚人 といは何そや。富山福島に生せし一異名なりと。何ぞ其の名の富と福とに縁多きや。

◎もの盡し 見聞山人投す  
十字形監獄の中央櫓。囚人の獨歩。典

見善きもの  
獄の背廣。  
籠瓦の外圍。房内の靜空。大柄の監守。  
病監の清潔。  
長髮の囚人。監門の開放。片目の押丁。  
見悪きもの  
囚人の私語。

通信

●李國威化院の實況

加地鈔太郎報

余は前號に於て、李國放免囚保護協會の實況を畧述せしか、今や又之と密着の關係ある、同國威化院の實況を茲に掲げんとす  
余の茲に陳ふる所は、伯林の威化協會にして其名を「道徳上監守者なき幼年者の教育協會」と稱するものに係る、同會は千八百二十五年勅裁を経て設立し、法人たるの資格を有す、今同會の規則を案するに、其目的は左に陳ふる如し  
抑も年齢六歳以上十六歳以下の未成年者にして、罪科を犯し、若くは父母親戚の不良不正なるに依り、其性質己に業に凶惡の風に傾くもの、一朝其教育方法の宜きを失せは、他日社會の凶害となるや灼乎として其れ明かなり、去れば其害毒を未然に豫防するは、之を大にしては社會

入れ、而して後其成績の見るべきものを選て、之を確實なる家族に預くるにあり

威化院に入るおとを得へきものは、六歳以上十六歳以下の童男童女とす、但し或る特別の事情あるものは、此年齢に拘らず入院を許す、而して其子女の種類は左の如し  
一 擬に裁判所若くは警察官廳に於て刑の宣告を受けたる者  
二 單に無知無心に因るにあらそして、眞に凶惡なる傾向ありて罪を犯したる者  
三 父母親戚若くは後見人に於て訓戒教育を試むるも其効を見ざる者  
四 裁判所若くは後見役所より、父母親族等は其子女を訓戒教育するに不適當なるか、又は其品行方正ならざるか爲め、子女を托し置くときは之に有害の影響を及ぼす故を以て、威化院入の申渡を受けたる者

總て入院者は相當の入院料を拂はしむ、然れども自己若くは其親戚貧困にして、之を支拂ふの實力なく、且つ其救助義務を負担すへき町村なきときは、協會は無料にて之を保育す、然れども其子女にして相續又は其他の幸運に依り、財産を取得したるときは、協會は其費用の辨償を求むるの權利あり、之に反して、斯る子女、自力を以て多少の財産を得るときは、其費用を辨償するの義務なし、其協會の恩に報せんと欲する否とは、一に其良心に存するのみ

通信

安事の爲め之を小にしては一個人の爲め、實に一日も忽せにすへかゞざる所也、然らば則ち不良子弟の害惡を豫防するの方策如何、他なし其監督を嚴にして、以て秩序の生活に習はしめ、正義善道に因て良心を煥發せしめ、純良なる生活を爲すに必要な智識才能を養成せしむるの策を講ずるに在るのみ、因て其方法に左の二種あり  
一 不良子弟の選善及教育を行ふ建物即ち威化院を設くる事

二 不良子弟を方正確實なる家族に預くる事

然れども二者共に一利一害あり、威化院は之を設置するに多額の費用を要するのみならず、入院者増加するに隨ひ、子弟の監督及取締往々疎薄に流れ易し、且つ稍や凶惡なるの徒は、惡事を其未だ甚しからざる者に傳染せしめて以て其改悛を妨くるのみならず、在院者は知らず識らず世事に疎遠なるに至るの弊あり

又家族に預くる事も同く困難あるを免れず、其故は第一不良子弟を預かんと思ふ者甚た少く、又之を預るも相當の教育を施し得へき適當の家族甚稀なればなり、加之若し一家族の預り兒、漸次増加するに至らば、其取締も隨て不行届となり、遂に子弟をして逃走せしむるか如きおとを致す之れあれはなり

兩者の弊害は右に述ぶるか如し、故に伯林威化協會は此兩者を探るも其一方に偏せず、以て成へく其弊害を避けんよとを力む、其方法たるや、最初は必らず威化院に

協會は其保育する子女に對し親權を有す、但し他人をして其親權の全部又は一部を行はしむるおとを得

一 入院子女の品行を精密に監督して以て其不良の習慣及傾向を除き、且つ嚴重に之を取締を爲して以て秩序及勤勉に慣れしむる事

二 教育に依り其道徳及智識の欲乏を補填し、名譽心を喚起し、道義を尊長し、宗教的觀念を發揚せしむる事  
三 必要なる初等教育即ち讀書、筆書、算術等を授け、及其他必要の作業を教ふる事

威化院に在る子女、成績良好にして、之を社會に出し直接に養育者の監督に委するも、敢て危險なしと認めたるときは、田舎又は小都會に居る篤實なる家族に托し、之をして學校教育を授けしめ、且つ其年齢に相當する勞働に使役せしむるものとす、故に協會は各地の信用ある人物と常に相往來して、以て右の如き子弟を養育するに適當なる家族の搜索及証明を依頼す、而して其子弟を送るへき土地を選定するには、子弟が當初不良の行爲ありたる所は之を避けざるへかゞす、何となれば斯る場所は其改良上甚た害ありとする所なればなり、子女を預るの契約は、其都度必ず書面を以て之を定むるものにして、教會より相當の養育料を給與す、而して其子弟を養育者に引渡すに當ては、本人の舊時の情狀傾向惡念等に付、口頭を以て之に通告せざるへからず

養育者は其委託せられたる子女を、其体力に相當する家内の勞働に使役するの權あり、然れども之に必要な學業及宗教教育を妨ぐへからず

協會は其預けたる子女及其養育者の模様を常に悉知する爲め、其土地若くは近隣に住する、僧侶學校教員若くは其他信用ある人に依頼して、子女及養育者の狀況を察知せしめ、毎月一回之を協會に報せしめ、又非常の場合に於ては何時に於ても、之か報告を爲さしむ

若し官廳の依頼に依りて入院せしめたる子女を、家族に預けんとするときは、豫め其官廳の意見を問合はさるへかゝす、又一個人より依託せられたる子女に付ても、一應問合はすか規則なれども、若し其父母後見人にして其子女の教育に有害の影響を及ぼすの恐れあるものあるときは、之を問合はすに及ぼさるなり、又委託者の住所不分明なる場合に於ても、爲に此有益なる措置は決して猶豫すへきにあらざるなり

協會は其保育せる子女にして、十分改後の情狀あり、且つ必要なる初等教育を修めたるものは、之を社會に出して相當の生活を爲さしむるを圖らさるへからず、例へば男子は商家の徒弟たりしめ、女子は誠實なる家の下婢たりしむるか如し、是れ感化院に在りたるものならば、假令一旦家族に預けられざるも、直に此の如く取計ふに於て妨げあるよしなし、之を要するに、其方法に付ては別段一定の規則あるにあらず、唯協會に於て其目的を達

通信

男 百五十一人  
女 四十一人  
計 百九十二人

(ロ) 市貧民救助本部、孤兒院、プランデンブルヒ州貧民救助本部、放免囚改良委員等の依頼に因るもの

男 二百七人  
女 五十二人  
計 二百五十七人

(ハ) 警視廳の依頼に因るもの

男 二十人  
女 三人  
計 二十三人

右の内退院者及死亡者左の如し

(イ) 退院者

男 三百七十人  
女 九十五人  
計 四百六十八人

(ロ) 死亡者

男 二人  
女 五人  
計 七人

故に千八百八十六年の現員は百七十六人、内男百二十

通信

するに必要なりと信したる所に依るへきのみ

以上は本協會が不良子弟を教育するの大方法畧なり、然るに千八百七十八年五月十三日不良子弟の教育に關する法律を發布せられたり、其第一條に由れば、六歳以上十二歳以下の未成年者、罰すへき所爲を行ひたる場合に於て、其父母若くは其他保育の任ある者の人ど爲り、及其の生活の有様か、向後道德上不取締を來すの恐れあるときは、之を適當の家族に托し、若くは教育院又は感化院に入るゝとを得どあり、此法律は本協會の事業に非常の關係を有するものなり、同法第七條に依り此強制教育を要する子弟を養育するの義務ある自治團體は、最初何れも家族に入るゝの利なるを認めて、多くは皆之を家族に委託せしか、幾くもなくして斯る子弟の教育を負擔するに足るへき資格を有する家族稀れなるか爲め、却て子弟の惡念を涵養せしむるか如き効果を呈したるを以て、遂に感化院に入るゝもの漸次多きを加ふるに至れり  
今在院者の其數を擧れば、千八百八十一年五月の現員左の如し

男 百十四人  
女 六十二人  
計 百七十六人

千八百八十一年五月より千八百八十六年四月までの入院者左の如し

(イ) 父母若くは後見人の依頼に因るもの

人、女九十六人とす、而して本院創立以來の入院者は、男二千四百三十人、女六百四十二人、計三千七十二人、なり、余の巡視せる頃、即ち千八百九十一年七月の現員は、男九十八人、女四十五人、計百三十三人なり、在院者の給養費は、建築修繕費、工錢、治療費、被服費、及雜取入を除き、一人の年額左の如し

千八百八十三年度 三三三、一九(壹マルクハ凡ソ)  
千八百八十四年度 三三四、八五  
千八百八十五年度 三〇六、六三

余は昔て清浦君に隨ひ、右感化院を巡覽せり、同院は伯林の稍や郊外なるウールパンの地に在り、三階建の壯大なる構造なり、先是伯林ハルシュ門の近傍に在る一屋を購ひて之に充てしか、其事業の漸次盛大に赴くに隨ひ、千八百七十五年此地に新築したるものなり、今内部の模様を述へんに、同院を分て男子部女子部となし、各部に數多の住室、寢室、工場、食堂あり、又其他に禮拜堂、教室、洗濯場、炊事場等あり、住室は休憩中若くは雨天にして屋外運動を爲すこと能はざるに居る所なり、凡て住室、寢室は二十人を以て一團とし、之を一室に入れ、一名の監守之に附屬す

本院か其子女を教育する方法を聽くに左の如し  
一食料は朝裸麥の肉汁、晝前に麵包、晝一週肉三回、其他は蔬菜、晝後麵包、晚肉汁、又は蔬菜とす、而して之を給するに一定の器物に盛り、若くは切片を以て

通信

し、其除に決して與ふるを許さず  
二衣服は日曜服、學校服、及仕事服の三種を給す、夏冬とも異なることなし、但し夏は麻、冬は絨製とす、其他洗濯即ち襦袢、手拭、靴下の類は各四個づつを給す

三總して在院子女は、之が監督を嚴密にするを第一の必要なり、故に其病室、校堂、工場、運動場等にあるときは、監守又は教員に於て之を監視す、又寢室に於ても其一隅に監守の寢所を設く  
四子女をして寸時も閑散なくしめざるを極めて必要なり

故に左の日課を設く

- 午前五時 起床、顔洗、着衣
  - 全 五時半より六時半まで 部屋掃除
  - 全 六時半より七時まで 朝食及朝の祈禱
  - 全 七時より十二時まで 學校
  - 正午十二時より十二時半まで 晝食
  - 午後十二時半より二時まで 屋外運藏
  - 全 二時より四時まで 工場及庭園の作業
  - 全 四時より四時半まで 午後の祈禱
  - 全 四時半より七時まで 晚食
  - 全 八時 洗足
  - 全 九時 就床
- 五徳校を三級に分つ、但し子女を之に區分するの甚だ困難

難を感ずる所以は、普通の小學校と異り、入院者の智學學材に非常の差あるに由るなり  
六作業は男女を分たす必ず之を習はしむ、其作業の種類は男子は製靴、裁縫、製本、木工等を習はしめ、女子は裁縫、編物、洗濯、糊付等に從はしむ、而して其授業手は同時に監守(男女)を兼ね、總て在院子の被服は勿論、本院の需用品は、出來得べき丈け子女をして製作せしむるの方針を取れり、蓋し斯の如くするときは、本院の經濟なるのみならず、子女をして自ら勞働するは、自身の利益たると同時に、又他人の利益たるを知らしめ、以て互に相益するの道を覺らしむるの利あればなり、本院子女の作業より得たる利益は、決して鮮少にあらず、其額は左の如し

- 千八百八十三年度 三三四〇、二六
- 千八百八十四年度 三六七七、四〇
- 千八百八十五年度 三四六七、二六

七宗教々育も決して之を怠らざるのみならず、學校に於て一の學科として之を修めしむ、其他祈禱の必らず朝晩は勿論、朝晩の食事の前後に於て之を行はしむ、又日曜日には寺院(男女混合)に於て禮拜せしむ  
八休憩時間中に於ては、本院に附屬する廣大なる庭園に於て花卉の植付に従事せしむるは、子女の衛生上實に必要なるのみならず、又實に其快樂とする所なり、而して蔬菜の類を作りて本院の用に充つるを得へし

九退院者を商家等に奉公せしむるに付ては、成るべく伯林より遠かりたる所を選定す、若し本人に付苦情あるか、又は本人の雇主に對し苦情あるときは、直に一人の監守を派して其實否を檢せしめ、若し其非本人にあるときは、直に之を呼戻し、若し又其非雇主にあるときは、他の適當なる雇主に引換ゆるものとす、又退院して久じきに及ぶものと雖ども、其依頼あるときは、何時にても相當の工口を周施するなり

女子に至ては、之を適當なる下婢に養成せるの途未だ具はざりしか爲め、院長は篤志にも出すべき女子を暫く自宅に置き、其妻をして下婢の業を教へしめ、而して後之を他に出せし所、大なる裨益を得たり  
本院の職員は、院長の外、教員四名、監守七名、女監守三名、園丁三名あり

本院の資金は、皇后よりの下付金を初として、有志家の寄附金、及慈善家の毎年出金を以て成るものとす、子女の養育料は、官廳より依頼せらるるものは、一ヶ月二十「マルク」ナルモ、一個人の依頼に係るものは、三「マルク」乃至十「マルク」なりとす

シガゴ世界博覽會より監獄協會への案内狀

本年六月八日より開會するシガゴ世界博覽會の附屬なる救濟博愛會の會長ソルタール氏は大日本監獄協會よりも右救濟博愛會議へ委員派遣わり度旨の依頼書を協會庶務

委員佐野尙氏に送られたり

伊太利分房獄

伊太利は千八百八十八年以來大ひに監獄構造の進歩を計りしか昨年調査にて新築落成若くは建築中に係る分房の數は一万千六百なり之れを細別すれば左の如し

- 晝夜監禁分房 懲治監 二千四百六十一 監獄 二千三百七十五
- 夜間監禁分房 懲治監 千七百五十五 感化院 九百七
- 建中の晝夜監禁分房 懲治監 三百七十九 監獄 千七百七十六
- 同 夜間監禁分房 懲治監 四百十 監獄 三百三 感化院 三百五十五

愛媛縣監獄署非常警備演習

去る二月二十日愛媛縣監獄署に於て非常警備監房開放演習數番を行はれたるに其最も迅速なりしは一分十秒間にして其遅きものも一分四十秒を出てさりと云ふ毎回優等の者には賞を與へ又卓越者には特賞を與ふ其演習方の要領は左の如くなりし

- 一 監房數は每翼拾貳房にして二人耦進
- 一 一回兩名にして先輩後進者を匹敵耦配す
- 一 翼の入口に位地を定めしめ號令と俱に進行し鎖を解き扉を前面に開き鎖を脇に懸置き如斯にして前進し全房放了せば馳走舊位に復す(鎖は洋製丸形なり)

通信

○在維納畑良太郎君の書翰  
 在澳國維納府交際官試補法學士畑良太郎君より監獄協會庶務委員佐野尙氏へ今回左の書狀を送られたれば廣告の代りに左に掲ぐ

在京中者種々御懇命を蒙り奉謝候生儀舊臘廿五日無事當地安着乍憚御休神可被下候當地之監獄も近日參觀の心組に候得共日々雪天特に寒氣強く未だ不果其意候何れ參觀の上は御報知申上候  
 監獄協會雜誌へ乍憚左記之通り御廣告可被下候  
 謹賀新年  
 明治廿六年一月一日  
 在澳國維納府 畑 良太郎

監獄協會會員諸君

○精勤證書授與

兵庫縣に於ては今般全縣看守新井翠、岩崎強四郎、桶澤和、神多仁圭吉の四君に精勤證書を授與せられたり

○獄務會

廣島縣監獄署に於ては去る二月二十日を期し各監獄支署長を召集し監務會を開き全二十二日議事決了閉會せられたり

○看守教習卒業

福島縣監獄署に於ては看守教習所授業生林庄之助、柿澤寛太郎、鈴木惣右衛門、岸田幸藏の四君に去る二月十三日卒業證書を付與せらる

廣島縣監獄署に於ては看守教習所授業生中村範四郎、瀧田完三郎、山本壽三、下村和市、増田兼三郎の五君に去る二月十六日卒業證書を授與せらる

○窄衣實施

愛媛縣に於ては此程窄衣施用規程を設け窄衣を實施せられたり其規程左の如し  
 第一條 本處分は兇惡暴狠の囚徒に對し一時締の爲め之を施し自ら矯正せしむ  
 第二條 本處分は犯刑四懲罰執行時迄の間に於て處分の目的を達する期を限りとし長くも一日を超ゆへからず  
 第三條 本處分は典獄の指揮あるにあらざれば之を施すことを得ず  
 第四條 典獄不在の際本處分を施すの必要ある場合は看守長に於て一面之を處分し一面直に典獄に申報すべし  
 第五條 本處分は左の各項等に該當するものに對し之を行ふ但之を行ふにあらざれば取締上他に術なしと認むる場合に限る  
 一官吏に對し抵抗し及抵抗せんとするもの  
 二狠戾を逞ふし教令に従はざるもの  
 三逃走を試みんとするもの  
 四故意を以て監房を毀損するもの  
 五同囚に對し暴行を加へんとし制止するも尙肯かざるもの

六自殺を試むるもの  
 第六條 本處分執行中は看守長は時々其舉止を窺察すべし  
 醫務所長は時々巡視し異狀あるときは直に典獄に申報すべし

第七條 前條の吏員及直接戒護に當るものの外典獄の許可なくして擅に其場所を臨むべからず

○米麥の焚方

兵庫 野口喜源次報す  
 小生職を炊事に奉ず依て米麥飯の焚方を研究し上官の許可を得て昨年八月以來之を實行せしに好結果を得經理上大いに利益あり因て左に其方法を記して同感諸君の參考に供す

搗き麥を二十四時間水に浸し置き三回又木(コギ)を以て炊洗し禁んど欲する米麥の珠目の壺割増なる水を竈に入れ其水の沸立を見て炊麥を入れ二十五分間焚き十回程交せ麥の開きたるを度とし洗米を入れ竈底に通じ得る金沙子を以て交せ蓋を爲し同時に焚火悉皆を取除き五分間の後再び交せ竈底に就くを防ぎ蓋を爲し而して三十間分を経は飯成る

寄書

○監獄官中人物多さを賀し併て諸

君に教を請ふ

横須賀 木村義利

諸君諸君か毎々長名課長の多きを説論せられますを拜見しまして今日まで半信半疑で居りましたか頃日乙號職員録を閲覽いたしました諸君の御説に敬服いたしました其故は庶務課長兼警守課長作業課長某何課長兼何課長と云ふのか信に澤山でありませす世上人物拂底なるに拘はらず單り監獄官は多福にして斯く多智多才多能多學の方々夥多なるを祝賀いたします、之れども曩に分課の標準を示されたみどを考一考しますと百事専門の事業を要する今日の場合に農間吳服荒物瀬戸物穀物其他何々と田舎の商家然たる兼業的にして而かも價の低廉なる課長様の多きは獄事改良上如何のものか疑ひの生しました故記して諸君に教を請ふ

○過失犯罪の爲め假出獄停止に就

在大坂 洋々 散士

假出獄を許されたる者重輕罪を犯すときは出獄を停止せざるは法文に規定しあるを以て明瞭なり而して彼の刑法第五十六條の重輕罪を犯したるものは直に出獄を停止するとの規定中の輕罪には失火罪過失殺傷の如き無意犯の輕罪も含蓄しあるなり此の如き輕罪に就きても尙我刑法第五十六條に依れば假出獄を停止せざるを得ざるなり是等は實に怒むべきにあらずや後改の狀に於ては毫も變せず其の精神上より論するときは一點の惡意あるにあり



て曰く孺子敷ふへき事あり今夜鎮守の拜殿まで來れと言ひ捨て、去れり用なき身は慰みの一ツと浮羅利其夜約の如く至りしに仙人既に在れとも長者と約してなかと野暮を云はずよく來た貴様にやる物かあると懐中より一箇の眼鏡を出して是は之れ我家重代の寶物なれども諺にも馬鹿か世を持つ仲は賢くて譲るに安心ならず何れにか適當の腑抜けもかなどさがす程に晝の程貴様を見たり先つ其鼻下の長きか嬉しく糞桶を擔きたるか氣に入り扱こそ之を與ふるなれ凡そ生きどし活けるもの皆相應の思想あり思想烟となりて立登り烟文字を成して思想を現す肉眼にては見ゆるを此眼鏡をかくるときは歴々として分明なり是故に之を觀心鏡とは名くるなりと云ふかと思へは姿は消えて眼鏡のみを残りける

浮羅利圖らそ奇物を得てしより早く人ある方に罷り其効験を試みはやと急ぐ程に道に踏迷ふて方角も知れぬ野原に出てぬ打案してイひ處にかなたの森をすかして篝火見ゆ、そこに至りしに一摺の屋敷あり屋形かど見れば左にわらず陣屋かど見るに左もわらず恐るゝ門を守る役人に尋ぬれば汝知らずや此は是れ去年桶峽間にて大戦の砌生捕りたる今川勢を囚へ置きぬる所なりと云ふ其人數は

何程に候やらんと問ひ返すに答なし再び問ふに尙答なければ不思議と思ひつゝ其顔を見れば腰刀のいかめしさに似すコクリと居眠りたり浮羅利げにもど獨笑みつゝ、あゝを去りしに一町許を距て、小高き山あり幸ひ此頂に登りて其構内を一目にせんと月光の隈なきに乗して上りけるに構内處々に篝火もえて夜半なれば音もなければ廣やかなり囚はれの人數幾萬人極めて種々の思想あるべしイデ觀心鏡の効能をためし見んと之をかけたるに人々眠りて思想なきにや夫かと思ふ煙りなしあちみち見渡す程に微かに一道の煙登りぬ扱ふと見るまゝに煙やかて文字を成しぬ其成すまゝに之を讀むに。ア、眠ひたし何の因果て斯る勤役に従事するにや何のよき方向はなきか商業はならず手職はなし是非もなきの濱千鳥よるべなきまゝ、辛防はするものゝ左りどては上に目はなしモウ加祿をしそうなるものなりマテとそろゝゝの意地悪るの目附めか來る時分あいつを遣り過して一休みせまく思へといかなみど堪へふれすげに、此板を此道に敷き下に圓い此石を狭め置かば彼いかに忍びて來るともズルリすべつて物音をなさん前門は是にて十分後門は如何げに、此石をかう並へて置かば彼れ我方にのみ心を馳て留守な

る足元必ず踏いて倒れ、いやと云ふ程向腰をむかん先つ此所へ尻打掛けて一休みせんと是れにて其煙は絶えぬ程なく又も煙立ちぬ、ヲイ、寐たどゝあのさまを見よ人には随分小言をいへども自身はあの通り可愛や目附に見付けられて熱い灸を授かるなるへし今度は例の意地わるか來る時間彼の人も其身か當役をせし折は篝火にて禁制の煙草を吸ひ擔下に屈んで横着をなせしか口が達者なる故いづも盲くやつてのけて此頃は羽振をきかして、オット噂をすれば影、きたぞ、と此煙は消えぬ聊か所變りて又煙登る。やつ屹度やつて居らん今夜こそは古裡め化の皮を剥きてくれんされど一筋縄ではゆかず先つコウ足音を忍ばして牢の方へ寄るときは小砂利の音に悟らるゝ故遠く離れて間道より急に襲ひ本城を衝くおど源九郎か颯越の苦辛、何も斯く迄に馬鹿骨を折ることもないが斯くせされは眼代様の氣に入らずドッコイ、やつて居る様子だぞ……アイタ、と此煙絶ゆるや否引代りて、如何なされしや此處は誠に道かわるくさみぞか痛めはなされぬか、専ら生捕等の動靜に心を傾け爲めに足元か……成程しかしとんだ……ハ、ハ、ハ、乃公の術中に陥れりか

此煙既に消えて次へきものもわらざる處に忽ち色替りの煙天に沖りぬいふかしと見るまゝに漸くにして文字をなしぬア、つまたぬ、昔浮世にありし頃は面白き事も數ありし中に大磯化粧坂の遊君少將に思はれて雨の降る日も雪の夜も一日見されは千秋の思ひ、少將は曾我の十郎を客にして其仇討の軍用を卷上げ密かに我に立引きたる其心の切なるにけたされて時には無心も聞かざるを得ず折柄手詰りなりしより義元か人夫に備はれたるか運の盡き織田の軍兵にいけどられて戀しき人を見もならぬは自業自得とあきらめて漸くに忘れたるを、今日朝の程眼代殿の役邸あたりを掃除せる折、調へゆかしき鶯の囀傳へ聞く彼の方様は眼代殿の愛妾なりとよそなから御顔拜見と節穴より覗き見つるにコハいかに彼の少將に瓜二つどつとする程あぢな氣になり翼なき身をかみちしか今夜は雨も降りしきり仲間の者も寐入りたり此家根裏を切破り、そうじや、こゝに足をかけ此處よりこう登り、ハテナ誰を先登せしか家根は一面にぞれて星の光の見ゆるをぞ不思議なれドレ、につかまりて今一足か、ヤしまつた、アイタ、。此煙未だ絶えぬにヤイ何をうなる氣味のわらさ。

さては今のは寢言でありしか道理を色替りありけれど浮羅利はいよ／＼奥に入りて八方を見廻すに西の方に當りて黒雲の如き煙起れり是をその見ものと一足進みたるどき崖を踏外して真逆様に谷底に陥り生死も知れずなりしどなん

### 獄事彙報

シカゴ博覽會と監獄協會 シカゴ英國博覽會附屬、犯罪者救濟會、事務長ソルト氏より大日本監獄協會へ、協同會派員を派出すべき旨を照會し來りしに付目下協議中なり

監獄協會計調査の受賞 本縣風天池致(二)同新田貞楠(五)同宗須理三郎(同上)同成田重忠(四)同菅原義清(八)同福田田三(一)同五十錢(同)同香野賢助(三)同小松茂郷(二)同櫻岡巳太郎(同上)同金子錫太郎(三)同廣及川忠太郎(一)同五十錢(同)同高橋政千代(三)同氏家菊松(四)同小林富吉(五)同中村謙二(二)同佐藤司(一)同長尾永治(三)同五十錢(同)同磯村千藏(二)同長谷川政作(一)同五十錢(同)同中村豊太郎(三)同大内義松(一)同五十錢(同)同伊藤金治(三)同長澤實山(三)同五十錢(同)同愛澤一(二)同臨時展覧會(五)同佐藤清吉(三)の諸氏は監獄協會計事務格別勉勵の應を以て昨日括弧内の金額を賞せらる

木曾川大堤堀の振木田島正衛の書翰 木曾川土木工事大堤堀に付き刑事被告人となりて目下坂草監獄署に留置せる、縣會常置委員田島正衛は某知人に左の如き消息を爲したり

予は予に罪あるべき事實あることを知らず早晩出獄の日あるべしと今日より樂しき居り候人間の一生運には種々の出来事あること本より覺悟の前凡百人人事たる人の經驗を増すのみ幸に御休所あらんことを希ふ

月の雲花のあらしきのなりけり  
憂きものなきはなれしきたるなりけり  
もの言へば見しふる島もある者な  
我ればはんのつれなかりけり

三月十三日 刑事被告人 田島正衛

●贖金の再入札 宮城監獄署に於て粉米、米糠、麥粉、糖粉、其他雜品を去る二十五日競當に附せしに同價格の入札ある由にて不日更に再入札を爲すこと云

●福島監獄費消費金額 福嶋に於ける監獄費消費事件に關しては過日の紙上に記載せしが同地よりの通信に據れば諸報の取調も既に概略終了し昨日より臨時總會を開設する事となり今同總會に要求する金額を聞くに監獄費の追加補充のみにて一萬五千四百八十九圓餘の巨額に達せり又之を内課すれば囚人諸費の一萬二千餘圓餘に達し今同臨時總會を開くに付て要する監獄費一千四百四十圓と此の追加算を徴收するに付て要する地方稅附加費二百餘圓及び右に附する豫備費六十餘圓の四項目を合算し實に一萬七千二百百圓餘に達する計算なり尤も林福典興一派の人々が消費せし金額は果して此の度の豫算金額と同一のものなるや否やは明確ならざるも右の金額を縣會に向つて要求する點より推考すれば其消費額を推知するに足らん云々ありたり

●三多摩郡合併後の監獄 今回神奈川縣下三多摩郡を割きて東京府に合併したるに付差當り武藏國八王子に警視監獄支署を設置せらるるに答にて神奈川縣監獄は事務引繼ぎの爲め已に鍛冶橋監獄へ來り諸事打合せ中なるが八王子支署員は總て神奈川縣より従前の人々を採用する由は府縣の事務規定も自ら異なる處あり其二百餘名に餘れる未決囚人の留置物品の受繼ぎ其他種々の面があるが故なり尤も看守押丁等の服制の如きは取敢て改正する由なり

●司憲府監獄の入獄 司憲府と云ふは恰も我々警視廳の如き職制を司る所なれども固より勢力微々として只其名を存するの役所なるが同府の監獄即ち總監と云ふべき李漢株なるものは專斷を以て興りに遊部臣民を捕縛し非理の財を貪りたるとの發覺して猶十六日義禁府に囚はれたり云々

●知事、典獄の監獄巡視 淺田知事は五十五歳典獄と共に縣下各監獄定期巡視として昨日第三列車出發上田に向ひたるが右歸縣の豫定は本月廿五日頃なるべしと云へり

●シカゴ博覽會と監獄協會 監獄協會附屬教育事務長ハリス氏より日本教育會會長辻新次氏其他數名一同會覽會員たる人等を委託したるに何れも承諾したる由なるが此比又大日本監獄協會へも同會附屬犯罪者救濟會より同會へ派出せられんと申込み來りしを以て同會にては日下協議中なり

(明治廿六年三月廿八日自由)

●福島臨時總會の中止 同總會にては明治廿五年度監獄費追加預算議案は法律施行の順序を誤りたる議案なりとて此を縣知事に返付し更に法制局の裁定を仰ぐ事を議決せり去廿五日後中止を命ぜられたり

(明治廿年日新聞)

●牛島開拓の一方策(集治監の設置) 下北牛島原の開拓は風に懸下人士の唱道する所なれども未だ其方策の依つて以て生産拓殖の奏功せるものあるを聞かず這道同地某氏より本社守忠生に宛て左の一書を寄せるあり所説又見るべきものありければ牛島開拓の参考せられても左に掲載す

我下北郡は先年貴兄が牛島開拓をもつて紹介せられてより世間の注意を惹くに至りしと雖も未だ大に牛島に向て施設を試むるものなく空しく天與の富源を棄て、顧みざるが如きの觀あるは豈に國家の爲めに惜しむべきの至りならずや牛島の地たる海には網すべきの魚介に富み陸には耕すべきの余地多ければこれを利用して生産を計るに於て從來官民の意を用ひざるに非ざるも未だ奏効顯著なるものを見ず依然舊態を存する所以のものにこれを要するに人口稀少にして人力の及ばざるに歸するもの、如し故に殖民の方策を講ずるは牛島開拓を計るに於て最も急務の要件ならん然れども亦た特別に保護を與へて移民を募るが如きは固より出来得へらざる事なるを以て如何に牛島遺利多しと云へば速かに多數の人口を移住せしむるの望みなきや勿論なり人口増殖すれば開拓の業華らす開拓の業華らされば國力の損亡するや大なり故に他に之れが方策を求めざるへからず固より國家事業としてこれの方法を講せば保護資金を與へて移住を促す等其方法一にして足らざるべきも全國の上より之れを觀るときは暫らく地方問題として研究するに已むを得ざるものあり應て本縣獨力のみを以て出来得へば此計の經營を施し開拓の一端に補ふ處あらんか爲め牛島は一集治監を設置するは既に適當の方策なりと信んず牛島原の中に監獄署を建築し既決の囚徒を移して刑罰事業に従事せしむへし元來囚徒の定役に服するや營利の爲めにあられは之れが資金の如きは極めて廉にして可なり資金既に廉ならんは世間幾多の企業家之を利用して開墾を企つもの續出するや必ず然して企業家の爲めに應し尙ほ餘力ありとせば官工事業として官有原野を開拓し耕種の業を執らしむることすへし然らば數年の後には作業收益を以て終に監獄經費の半を補ふのみならず更に効果の驚くべきものあらん是れ牛島開拓を計るに於て一舉兩全の方法にして之に於ける多少の移轉費の如きは空惜むに足らんや

(明治廿六年三月十九日東京日報)

●若松監獄支署に付て 兼田元同監獄支署長及相澤會計主任は二千余圓の官金消費ありて元山室支署長之を引受け右の二千余圓を私借して其責を負ひ私借財として今日同室に返却し居るさの噂あり果して此事あるや否や

●元看守の處刑 元當地監獄署の看守たりし岡田眞一外二名は改名事件にて一昨日岡田眞一は三月他日二箇月の各重禁刑に處せられたり

(明治廿六年三月十七日香川新聞)

●監獄署内の改革 昨冬に於ける本縣會決議の結果として典獄其他の更迭來現在山崎典獄の就任を見るに至りしに爾來岡田氏は吸々として署内の改革を爲し利刀一揮流石に署内に憂れる盤根雜草を絶ち今や漸々車務改革の途を上らんと計り而して來る四月一日より大に職員制の刷新を爲し押丁二十餘人を減らすの計劃なるを以て今日より勤務の方法を改め之を訓練せしめざる可からざるの議論あり彌昨日より之を施行せられたりとの事なるが今其重なる點を舉げれば從來の勤務方法として看守交替の際に異事なきに於て在監の徒囚徒を引渡し直ちに退避するの慣例なりしを以後其制を全廢し前夜勤の者に於て翌朝囚人の數を點檢し全く外役の途に就かしたるより夫より退避するの法を契約のため晝夜の勤務時間を合せ給して二時間増加し退避するに爲る守其人にありては服務上不容易變更にして出務時刻の如きも全く、時間を繰上げざる可からざるに至れり云々

(明治廿六年二月廿四日仙臺市東北新聞)

●監獄署内の死刑地 放火犯者市川實吉は先きに靜岡地方裁判所に死刑に處せられしが當人は其宣告に不服を申立て控訴したるが多分原裁判通り宣告あるべしとの説頗りなり右につき靜岡監獄署内に死刑場の設けなき故に監獄署に於ては死刑場の工事を取急し居り若同所落成せざる内に死刑の命令あるも井の宮監獄署内の死刑場に未だ取急さず依然現存し居る故同所に於て行るべく決して東京にて執行するが如き事なるべし

(明治廿六年三月十九日東京海峽新聞)

●親子三人共に監獄 本紙前號に掲載せし如く再昨廿一日夜岐阜監獄署へ拘引され翌廿二日朝岐阜地方裁判所審察庭に於て取調の上岐阜監獄署未決監へ送られたる元岐阜監獄署市端詰町名川鑿は先年同監獄署に看守を奉職したる因みありてのみならず同人の實父名川向次は現に同監獄署の看守にして實母は亦女監取締を勤め居れりといふ何れ驚くべき事なるべし

(明治廿六年三月廿四日岐阜日報)

●福島監獄吏員拘留留置 昨福島縣典獄林忠志氏去十一日午後一時半自宅より拘引され直に福島監獄へ入獄せしめらるる又經理課長高橋重行氏は東京に於て捕縛され去十日の夜を以て同地より護送し來り直に福島監獄へ送られたり借て捕縛者不不正の所爲ありと見認めらるるに何年度にあるかと云ふに林忠志氏の同縣に赴任せば去る二十二年にて二十一年度と二十二年度と更に控むべき處なく二十三年度には二回だけ追加して是亦不正の事なり其二十三年

獄事彙報

度に不足を告げしは假令は米を賣入る時米商が餘り上手に量る爲め實際に...

●島の自首 へい私越前福井の元大々名町浦浪遊造(十八)と云ふ者があ...

●集治監の機業擴張 宮城集治監に於ては先年より因循に機業を營せ居り...

●福嶋監獄費案の調査 一昨二十四日の福島臨時議會に於て午後一時三十...

●監獄費調査の報告 本案を審査するに明治二十五年地方税支出追加監獄費として要求せる金...

十九國九十一條合計一万三千七百四十四圓九十八錢四厘を以て昔な一様...

●時長崎監獄に入る 警て土魯の時長途方に迷ふと題して別に引渡す三名の時...

●鳴根監獄の物品購買入札方に付其取捨方を同臨時議會に建議せん...

●船越知事の監獄巡視 船越知事には去十八日監獄規則第四條の規定に依り...

●監獄費案の調査 一昨二十四日の福島臨時議會に於て午後一時三十...

警察監獄學會出版物廣告

司法次官清浦奎吾君序文 內務省備前顧問故若君序文...

洋裝美本金手入紙數四百五十二頁定價壹圓拾五錢...

本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛に...

○會計に關せざる往復文書は 東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛...

右廣告致し候事 東京牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

明治廿六年二月 大日本監獄協會

監獄費國庫支辨論 完 (定價八錢全國無遞送料)

廣告

本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛に...

○會計に關せざる往復文書は 東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛...

右廣告致し候事 東京牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

明治廿六年二月 大日本監獄協會

監獄費國庫支辨論 完 (定價八錢全國無遞送料)

# 教誨叢書

每月一回發行  
一部定價金四錢  
郵税金貳錢

# 同情會發行

北海道樺戸月形村

## 第十三輯目錄

- 教誨 志を立てよ…………… 霽月堂主人
- 道義通論…………… 松尾音次郎
- 宗 教 ぶらんくりんの十二徳…………… 松尾音次郎
- 宗教真論(第六回)…………… 松尾音次郎
- 傳 記 使徒約翰の傳…………… 長陽外史
- 經 濟 貨幣並信據…………… 小野田卓彌
- 冬 宵 第二忍耐。第三讒話。第四禮儀。角岡幸介
- 神を祀て足るを知るは大なる利なり…………… 望岳渡邊
- 勸 話 義狗ジャックの話…………… た江は生
- 上にも上あり…………… 石江漁
- 悔改者の真相…………… 天嶽樵
- 我を寫す明鏡…………… 薇生
- 沃壤に遺し種…………… T. F.
- 聯 珠 格言數則…………… いろは箴言
- 作 文 年賀の文…………… 用文類語

## 第十四輯目錄

- 教誨 火と感情…………… 阿部政恒
- 親子の情…………… 大塚右金次
- 心の貯蓄…………… 原胤昭
- 宗 教 說教。基督の二信條…………… 横井時雄
- 冬 宵 漫錄 第五 身心の關係…………… 第六 百年の利益…………… 第七 知足…………… 叢峰樵夫
- 勸 話 病院の蒲團…………… S. P. Q.
- 山家もいろ…………… 小林清親畫…………… 天福堂主人
- 讀方もいろ…………… た福堂主人
- 姉の手紙…………… 草の舎主
- めくちみ…………… T. F. 生
- 譬の名どき…………… 第一編蝠…………… 第二恩賜に漏るゝ人
- 聯 珠 格言…………… いろは箴言
- 作 文 妻の身分につき答ふる文…………… 用文數語

宮地良治君出版に係る

## 注意

監獄衛生論の義に付小生へ宛出版の延期とか種々御照會に相成候得共小生に於ては  
先般該書の紹介をなしたるに止り向後何等之義掲げ候共毫も關係無之に付爲念廣告  
候也  
佐野 尙

# 雜誌發刊日ノ變更

大日本監獄雜誌發刊日ハ從來毎月二十日ノ處本月ヨリ毎月末日ニ變更仕リタリ  
右廣告候事  
明治二十六年一月

# 大日本監獄協會事務所

## 規則及役員

第五回定期總會ニ於テ改正ヲ經タル本會規則並ニ改撰セラレタル役員左ノ如シ

### 大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事務及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼賛スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
  - 一 監獄事業ヲ獎勵スル事
  - 二 不良少年感化事業ヲ獎勵スル事
  - 三 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
  - 四 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事
  - 五 諮問及ヒ質問ニ答フル事
  - 六 應賃交ヲ募ル事
  - 七 監獄ニ關スル翻譯並ニ著述ヲ爲ス事
  - 八 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
  - 九 本會ノ雜誌ヲ發刊スル事
  - 十 監獄衛生ヲ獎勵スル事
  - 十一 萬國監獄公會萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信往復其他ニ關スル事
  - 十二 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究ノ講義ノ討論ノ談話等トヲ舉行スヘシ
  - 第十三條 雜誌ハ毎月一回發刊ス
  - 第十四條 雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ

本會ノ事業ニ關スル事

一 監獄ニ關スル法令

二 監獄學并ニ歐米諸國監獄法講義

三 衛生ニ關スル事

四 統計ニ關スル事

五 會員ノ通信又ハ寄書

第六條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一 名譽會員

二 特別會員

三 維持會員

第七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス  
名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス  
特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス  
維持會員ハ本會ニ關スル議事其ノ他一切ノ事ヲ擔當スルモノトス

第八條 總會及ヒ常集會ニ出席スルノ權利ヲ有シ本會發行雜誌講義ノ義務アルモノトス  
名譽會員及ヒ特別會員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス  
於テ撰舉スルモノトス

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 總裁

二 副會長

三 庶務局長

四 調查局長

五 庶務委員

六 調查委員

特別調査委員

第十條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セララルヲ得